

第43回平成24年3月与謝野町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成24年3月7日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後4時01分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	赤松孝一（途中退席）
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	今田博文
8番	浪江郁雄	17番	谷口忠弘
9番	家城功	18番	井田義之

2. 欠席議員（なし）

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	永島 洋視
野田川地域振興課長	小池 信助	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	水道課長	吉田 達雄
会計室長	飯澤嘉代子	保健課長	泉谷 貞行
建設課長	西原 正樹	福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長 (井田義之) おはようございます。

ただいまの出席議員は、18人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議に先立ち、一言ごあいさつとお願いを申し上げます。

昨年、ちょうど3月定例会の一般質問の最中に東関東大震災があり、この席でも地震を感じた皆さんもおられました。きょう一般質問の開始でありますけれども、きょうはちょうど丹後大震災の震災記念日であります。昭和2年、今から85年前にマグニチュード7.5、震度6の大震災があつて、日暮れ時であり、火災も多く発生し、2,900人余の方がお亡くなりになられたというふうに聞かされております。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りしたいと思っております。

そこで、本日こうして一般質問を始めるわけですが、今回につきましては、前回7人、6人という格好でやりましたらかなり厳しい時間帯でありましたので、きょうは5人、5人、5人ということで予定をしております。よろしくご協力をお願いいたします。

なお、皆さん見てもろたらわかりますように、きょうは前にストーブをつけております。実は節電の関係で、大変暖かくなってきましたんですが、きのう、きょう暖かいですが、まだ三寒四温の中で寒い日もあるというふうに思います。暖房は入れずに、エアコンは入れずにストーブということでご理解が願いたいというふうに思います。

なお、本日、一般質問終了後全員協議会を開催予定をしておりますので、よろしく願いをいたします。

ここで町長から発言の申し出を受けておりますので、これをお受けいたします。

太田町長。

町長 (太田貴美) 皆さんおはようございます。

ただいまの議長のご報告といたしますが、ごあいさつの中にもございましたけれども、本日の3月7日6時27分39秒に発生しました丹後大震災に伴いまして、きょうの夕方、ただいま申し上げました時刻にサイレンが鳴りまして、町民の皆さん方に黙禱をお願いするようにぜひお願いが申し上げたいというふうに思っております。

それともう1点、3月11日の日には、これは東日本大震災が発生してから1年がたとうとしておりますけれども、国のほうからもこの日に1周年の追悼式が開催されます。そうしたことに伴いまして、震災により犠牲になられた方々に対して哀悼の意をあらわすべく、この午後2時46分から1分間黙禱をささげるということで、心からご冥福をお祈りすることとしております。そうした中で、町民の皆さんにおかれましても、これに合わせてそれぞれの場所において黙禱をささげられますようお願いが申し上げたいというふうに思っております。その2点、町民の皆さん方のご協力もぜひお願いを申し上げます。

議長 (井田義之) 本日の議事日程はお手元に配付しております議事日程に従い進めます。

日程第1 一般質問を行います。15人の議員から質問の通告がありましたので、通告順に従い、順次質問を行います。

まず最初に15番、勢旗毅議員の一般質問を許します。

15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） おはようございます。

ただいま議長のお許しをいただきました。3月第43回定例会に当たりまして、通告しております4点につきまして一般質問をいたしますので、理事者の答弁をお願いいたします。

まず、質問に入ります前に一言御礼を申し上げたいと思います。これからの質問とも大きなかわりがありますけれども、2月20日以降、私の地元与謝地内におきまして、与謝郡猟友会の皆さん、また農林課の適切なご指導をいただく中で、連日の有害獣の駆除ということで、きょうまでに110頭を超えるシカを駆除をしていただきました。非常に、雪との関係もあります、タイムリーな出動をいただきまして、今年の被害はかなり減るのではないかと、こういったことで地元でも喜んでおりまして、この場をかりまして心から御礼を申し上げる次第でございます。

それでは、まず第1点目の質問は、有害獣、とりわけシカとイノシシによります畑作物への被害は、平成22年度の国の統計では140億円を超え、本町でも畑作物を中心に大きな被害になり、自然そのものが壊れかけていると、このように言われる意見もございます。昨年9月ではまだ4万3,700メートルの防護フェンスが張れていないということで、約2,000万円の補正予算が講じられました。最初は個々にトタンやネットで囲っていたものが、集落単位での電気木さくになり、現在では山と農地との間に緩衝帯をつくる支援をいただいて、最後の策としてフェンスで集落をまさに囲うと、このことが必要になってまいりました。

しかしながら、どうしてもうまくいかない。その一つに道路の問題がございます。今回の一般質問は、この無防備であります道路にシカとイノシシの難馴化忌避技術を応用し、生息適地への誘導を図るということで、日本森林学会で研究をされました大きく注目と成果が上がっておりますテキサスゲートの設置でシカの被害を大きく減らしたい、こうしたことで、町としてもぜひ導入についてご検討いただき、実証実験を含めてお願いしようというものであります。

現在では、幾らフェンスで囲いまして道路の遮断の問題がございます。山と集落を結ぶ農道や林道、生活道では開閉ゲートをつけることもできず、今日でもまだ無防備の状態であります。

このような中で、北海道ではエゾシカの対策として、また、本土から離れた南国の地、与那国島では放牧された牛や馬が牧場の外に出ないようにこのテキサスゲートが設置されていると報じられておりまして、この丹後の碓高原牧場や、また京都大学の上賀茂試験地にも設置されていると、このように聞いておりますし、自衛隊の演習地でもシカやイノシシの通路にならないように設置されていると聞いています。もともと、これは放牧場から牛や馬が逃げないように入り口に設置されていたものを、農林水産省の研究機関において日本ジカ用に改良されたものであります。これは、偶蹄類と言われる牛、シカ、イノシシのようにひづめを持った動物がこのスリットの上を歩けず、しかし自動車や農業機械、人は自由に往来できる、この大きなメリットがあるもので、ゲートといっても門やさくで囲っている、このようなものではありません。このテキサスゲートとは、道路にちょうどすのこ状に鋼管パイプを並べたようなもので、パイプの間隔を調整しながら動物に合わせると、こういうように聞いております。道路幅に延長で4メートル程度、これはシカの飛び越えない範囲ですが、深さは30センチメートルぐらいの深さの穴の上にそれを並べるというふう聞いておりまして、これをコンクリート製にしたもので、丸い鋼管である

ことから、例えば動物がそこを飛び越えようとしてもこのパイプの間に足が入ると、こうしたことで、ひづめを持った動物は通過できない、このように聞いております。

現在与謝でもいろいろとお話しがございますけれども、地内では2カ所がまず適当なんではないかなと、そういうふうなお話も上がっておるところでございますし、また農林課にもそのことについてはご承知いただいておりますと、このように思っております。

このテキサスゲートを取り入れることで、シカやイノシシの被害を大きく減じることができると考えています。これまで動物そのものの特性を考えての被害軽減対策は非常におくれておると、このように思っておりますし、ぜひ取り組みを進めてほしいと願っておりますが、町長のご所見をお願いいたします。

第2点目の質問は、消防団協力事業所表示制度の導入を検討するべきではないかと考えております。

消防団活動については、地域防災のかなめとして日々精進いただいております。特に安心・安全をスローガンとする本町におきましては、団員確保においても大変なご苦勞をいただいておりますが、現状は産業構造の変化や就業構造そのものの変化もありまして、サラリーマン団員は避けられない状況となっていると考えています。消防団員の活動を支えるためにOBの方々の力をかりなければならない、こういった地域も出ています。昨年の東北大震災でも多くの消防団員の活躍で助けられた方々もありますけれども、そのために最後まで誘導しながら殉職された団員も多くあったと報じられています。消防団は地域密着性、要員動員力、即時対応力といった3つの特性からも、消火活動はもとより、災害時には地域の安全確保のために不可欠な存在であります。

消防庁は、2月20日、日本消防会館において平成23年度消防庁消防団表彰式及び消防団協力事業所表示証の交付式で顕彰されたとの報道がされております。ほとんどが会社勤めで、しかも勤務地が年々遠くなる中で、サラリーマンでも入団しやすく、かつサラリーマン団員が活動しやすい環境づくりが必要であります。このようなことから、消防団協力事業所表示制度が設けられており、事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められると同時に、事業所の協力を通じて地域消防体制の充実することを目的とした制度であります。この協力事業所の表示マークは会社に掲示をされておりますし、会社のホームページでも公表されています。

現在町の消防団の定員は383名であります。大変努力をいただいております中で、実際の実人員は352名と聞いております。消防団員の確保は今後ますます困難になり、これまで以上に訓練や報酬等の改善は必要ですが、この協力事業所表示制度も一定のメリットを付して制度化を図られるよう要望をしたいと思っております。

加えて、去る2月の宮津与謝消防議会の議会で、消防職員の方が消防職員意見発表会で最優秀になり、全国大会に派遣するとの報告がございました。消防庁でも協力事業所の表示交付式に合わせて全国消防団員意見発表会があり、平成23年度は京都府からの出場はありませんでしたが、12名が登壇し意見を述べたと報道されています。このような団員の確保について、課題を共有する立場でこれらに取り組んでいただきたいと思います。町長のご所見をお願いいたします。

3点目には、学童保育について伺いをします。

もともと、学童保育は共働きやひとり親の小学生の放課後の生活を継続的に保証する。そのことを通して親の働く立場と家族の生活を守るという役割を持っています。学童に通う小学生は、

「ただいま」、「おかえり」との言葉で学童保育の生活はスタートするわけです。今日まで家庭に変わる生活の場として発展をしておりますことを、そこにかかわる指導員さんや、また運営をされております団体との信頼関係が安心感のある施設づくりとして発展してきたと思っております。

まず、学童保育の現状についてどのように認識されておられるのか、お伺いをいたします。

また、私どもに寄せられました件は、この学童保育の施設としてふえている空き家の活用ができないかと、こういうお問い合わせをいただいております。そのためには一定の条件が必要ですし、何よりも数人の元気なお子たちが走り回るだけでもしっかりと設備や安全対策が必要とも考えられますが、町内でも普通の民家で運営されているところもあります。学童保育施設として、民家の活用の現状と可能性の条件についてお伺いをいたします。

次に、この学童保育について教育長にお伺いをいたします。これについて私どもに寄せられてきました意見は、現在の社会福祉協議会加悦事務所の2階で加悦の学童保育がやられておりますけれども、非常に老朽化が進んでいることで危険に思えてならない。小学校の余裕教室が現在では多くの学校でありまして、これを活用すべきではないかとの意見をいただいております。なるほど教育委員会の資料で見ますと、現在各学年とも2学級に分かれているところは限られておりまして、例えば加悦小学校でも普通教室は2つは余裕教室があると、このようにあらわされています。これまでの答弁や、また全国の状況を見ましても、実際に学童に使われている家は余り多くはありません。私も文部科学省や京都府教育委員会にこのことで照会をいたしますと、学童保育への活用は積極的に推進をしていくと、このように聞きましたし、京都府下での学童保育や地域との交流の場として継続的に活用されている例を聞かせていただきました。しかしながら、余り積極的に活用される例はまだ見聞していません。また、既にこの余裕教室の転用について裁判になった例もございます。この中では、裁量権の逸脱ではないかと、こういった地方自治法との絡みで結論が出されたところもございます。この小学校の余裕教室の活用はどのような方針になっておりますのか。また、現状余裕教室の実情についてお伺いをいたします。

最後に、教育委員長にお伺いをいたします。これは教育委員会の会議録についてであります。

あることを契機としまして、教育委員会の活動を少し知りたいと、このように思っております。1昨年9月から昨年9月までの教育委員会の会議録を情報公開請求して見せていただきました。しかし、会議録は非常に簡潔にというよりも要点の記述であります。教育委員さんの発言を追ってみても、もっともっと深く意見が出されていたのではないかと、このように思える箇所が多くあります。議会の議事録のようには無理かもわかりませんが、会議録には5つの性質があると言われておりますが、会議録はその会議の発言事実そのものだけの記録ではありませんけれども、記録は閲覧、利用されてはじめて意義があり、その中からは会議の意思決定の方向が正しい、問題点や矛盾はないかとの観点から、結構その必要性からも、もう少し深まった会議録こそ各委員の発言の検証をする上でも長く保存される性質を備えたものであらうと考えています。教育委員会の会議規則では、会議録について、第16条の5で議題となった議事及び議事の大要となっておりますので、現状でもいい、こういうことになるかもしれませんが、私はもっと詳しく発言を載せる必要があり、そのことが教育委員さんの発言を生かし共通目標の確認ができると考えております。各委員におかれても、発言の本旨が十分伝わる会議録でない、説明

責任を果たす一手段として機能し、その中から実行状況のチェック、目標への進捗状況が検証できないのではないかと、このように思っております。

それと、会議録で重要なことは、永年保存されると、こういうことになろうと思います。将来にわたって検証ができるような永年保存されるために、現状ではこの保存年限がどのようになっていますか、あわせてお聞かせをいただきたいと。以上で第1回目の質問を終わります。

議長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 勢旗議員ご質問の1番目、テキサスゲートの導入実証実験で集落のシカ被害の絶滅をにお答えいたします。

まず、テキサスゲートについて議員がおっしゃいましたけれども、若干説明させていただきますと、テキサスゲートとは、動物が踏むのを嫌がる構造をした、車両が通行できる格子状のゲートを路面に設置することにより動物を出入りさせないようにするもので、車両は停車せずに通過できる利点を持つ施設でございます。このテキサスゲートは、限られた範囲内で牛や馬などを放牧し飼育する牧場などの管理敷地内で、牧場経営の効率化を図るために用いられた施設であるというふうに存じております。

議員ご指摘のとおり、与那国島の牧場や、近隣ですと碓高原牧場の敷地内でテキサスゲートが設置されており、牛や馬などに効果が出ておりますので、同じひづめを持つシカ、イノシシも同様の効果が期待できるのではないかとというふうに考えますが、テキサスゲートは路面に設置する施設であるため、車両のスリップや脱輪、歩行人の転倒事故等多くの危険要素があり、不特定多数の者が通行する公道等に設置する場合、安全が十分に確保されなければならないものであるというふうに考えております。

滋賀県や大分県では、道路法の規制がかからない林道や農道に設置することを想定したテキサスゲートの研究を行っているというふうにお聞きしておりますので、当町といたしましても新しい有害鳥獣対策に取り組んでいく中で、安全性が十分確認できた上で、地元の皆さんと十分に調整してまいりたいというふうに思います。

それから、2番目のご質問の消防団活動支援に事業所表示制度の取り組みを、についてお答えいたします。

消防団協力事業所表示制度は、消防団の活動に積極的な協力をされている事業所を、各市町が「消防団協力事業所」として認定し、「表示証」を交付する制度でございます。

ご存じのとおり、地域防災の中核的存在である消防団は、全国的に消防団数が年々減少してきており、このままでは地域の防災体制に支障をもたらすことになるかと憂慮されております。また、社会経済の進展に伴い、産業構造や就業構造が大きく変化し、全国の消防団員の約7割が、本町では8割ですけれども、そのうちの町職員47名を含んでおりますが、被雇用者となっております。

こうした状況の中で消防団の活性化を図るためには、被雇用者が入団しやすく、かつ消防団員として活動しやすい環境の整備が求められ、地域の安心・安全を守るためには各事業所のご理解とご協力が不可欠でございます。

総務省消防庁が導入・推進します本制度は、勤務時間中の消防団活動への便宜や従業員の入団促進など、事業所としての消防団への協力が事業所の社会貢献として広く認められるものです。

町といたしましても、これまでは操法大会のある年に、取り組みが始まる前に各事業所に対し操法訓練の協力を依頼をいたしておりましたが、さらに一步を踏み出す形で、制度導入に向けて前向きに検討していく必要があるというふうに考えておまして、平成24年度中の制定を目指し、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

さらに、消防団協力事業所制度は、取得した表示証を社屋に表示していただける制度であります。ただ単に表示することだけでは、ご協力いただけております事業所にも十分満足いただけるかは不明な部分が残ります。今後、それにどれだけの付加価値をおつけすることができるかということが課題と考えております。

事業所が従業員の入団促進や勤務時間中の消防団活動に積極的にご協力いただけることは、地域の防災体制の充実に資するとともに、消防団員にとっても地域社会の構成員として防災に貢献いただきやすくなり、事業所の皆様から快く応援してもらえることで、消防団活動に専念できることが何よりも町としての大変大きなメリットであるというふうに考えております。

また、事業所のメリットについては今後幅広く研究していきたいというふうに考えておりますが、国や府の意向とも鑑みながら調整していきたいというふうに思います。

ちなみに、府内26市町村の中で、平成23年10月現在10の市町が同制度をスタートさせており、この4月から新たに制度を導入される市町村もあるというふうにお聞きいたしておまして、早急に制度の制定に向けた検討をしたいというふうに考えております。

また、人材育成の観点から全国消防団員意見発表大会への参加についてであります。毎年総務省消防庁の主催により開催されておまして、意見発表の機会は輪番制となっており、近畿で数団、近畿から二、三団しかなく、また京都府の順番になっても、各ブロック、これは京都市、丹後、丹波、山城の輪番となっておりますので、なかなか本町に回ってくる機会も少ないのですが、本町消防団の団員が全国の舞台上で意見発表していただく機会に当たりましたら、町といたしましても積極的に応援をしていきたいというふうに思います。

平成22年度、平成23年2月には日々の地域に密着した取り組みのほか、平日昼間には町職員と分団が連携して消火活動を行っていることなどの評価を受け、消防団地域活動表彰を受章する機会があり、全国消防団員意見発表会及び消防団等地域活動表彰式に岩滝第3分団分団長が出席し、全国の先進的な活動報告を聞いております。

それと、3番目のご質問の学童保育の施設の現状について、私からお答えをいたします。

現在の学童保育の現状を報告いたしますと、現在与謝野町の学童保育は8カ所で実施をしており、学童としての専用施設は市場学童クラブと山田学童クラブの2カ所でございます。

また、町の施設を転用して実施している学童は5カ所あり、加悦ちびっ子元気クラブは加悦福祉センターの2階を、与謝にこにこよぎクラブは旧与謝診療所を、桑飼元気もりもりクラブは農村文化伝習センターを、石川学童クラブは国保診療所旧職員住宅を、岩屋学童クラブは旧教員住宅を利用しています。そして三河内学童クラブは、個人所有の建物をお借りして実施している状況でございます。また、今申し上げた中で、利用人数の少ない与謝は夏休み以外は加悦と一緒に実施しており、岩屋と三河内は、三河内学童でそれぞれ統合して実施しているのが実態でございます。

今後の方針としては、小学校の統廃合等により学童のあり方も変わってきますので、教育委員

会と調整を図りながら実施してまいりたいというふうに考えております。

以上、勢旗議員への私からの答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） おはようございます。

勢旗議員の小学校の余裕教室の現状と、学童施設への転用について考えられないかという私への質問に対してお答えいたします。

結論から申し上げますと、町内の小学校において、現在余裕教室はございません。確かに児童の減少で、学年2クラスから3クラス学級であったいわゆる複数学級であった学年が、1クラスや2クラスになり、教室があくと思われがちです。本町では加悦小学校、それから市場小学校、三河内小学校、岩滝小学校がその規模にあったわけでございます。

しかしながら、その後国や府の教育施策の充実推進により、特に平成14年ぐらい前から学力向上をねらいといたしまして少人数指導は進められております。通常のクラスを少人数に、あるいはまた習熟度別に編成し、クラスを2つや3つに分けた授業を行っております。また、情報教育の導入によりまして、1人が1台のコンピューターで実習ができるようコンピューター室の設置、そしてまた障害別による特別支援学級の増加など、教室を幅広く活用しているのが現状です。

さらに、従来の保健室は単に病気処置やけがの処置だけでなく、不登校ぎみの児童生徒の対応やカウンセリングルームとして行われて手狭になってまいりまして、普通教室を保健室に転用して当たっている学校もあります。

以上のように、余裕教室・空き教室はないのが実情であり、学童施設への転用に供する余裕はありません。以上、答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 白杉教育委員長。

教育委員長（白杉直久） おはようございます。

私への質問をいただいておりますので、答弁をさせていただきます。

教育委員会議事録の考え方を問うということで、教育委員会の議事録の内容についてのご意見と受けとめさせていただきます。

勢旗議員もご承知のように、教育委員会の開催等につきましては、与謝野町教育委員会会議規則に沿った内容で進めております。具体的には、会議の招集、告示、委員への通知に始まり、会議では、開会、議事録署名委員の氏名、前回会議録の承認を終わった後に議事といった内容で議事進行を行っております。会議の内容につきましては、後日の会議録調整のため記録媒体で録音を行っております。この録音の内容を議事録として残すために、次回の教育委員会の議案書を配付するまでに調整をするわけではありますが、内容につきましては、規則に沿って議題及び議事の大要、質問を行った委員の氏名及びその内容、議決事項など、わかりやすいように要約する場合がありますが、できるだけ委員の発言に近い形で記録に残すことにしております。

加えまして、事務局で調整した議事録につきましては後日確認をいただき、各委員の確認をいただき、意見があれば加筆、修正などの手続を行い、承認を得た上で私並びに議事録署名委員が署名をし、永年保存するというようになっておりますので、一連の手続につきましては問題ないと考えますし、各教育委員の発言を生かすことになっていないのではないかと勢旗議員のご心配には及ばないというふうに考えております。

とは申しまして、議事録ですので、後日読み返した際、会議の内容や各委員の発言が理解できるものでなければならないということも事実でありますので、改善できる点につきましては対応していかなければならないというふうに考えております。以上で勢旗議員への答弁といたします。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それぞれ答弁をいただきました。ありがとうございました。

まず、町長にテキサスゲートについてお伺いをいたします。

私どもが考えておりますのは、やはり一般の車両が通行するところでは、これはなかなか難しいのではないかなというふうに思っております。林道とか農道と、こういうところから、これは私はやる必要があるし、そういうところにこういった動物が出てくるわけですから、そういうところからぜひ研究をしていただきたいと思っております。

ただ、先ほど町長のご答弁の中に、それをつけたら脱輪というところがございました、これは私は心配はない。スリップは、それは場合によってはあるかもわかりませんが、私は脱輪することはまずないのではないかなと、このように思っておりますし、受けとめ方としては、町長のご答弁いただいて非常に前向きにこれは検討いただくと、こういうふうに理解をいたしました。これでよろしいでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 脱輪というよりも、おっしゃるとおりスリップだというふうに思いますし、例えば大分県と滋賀県の今研究をされておまして、まだその研究成果といいますか、結果がまだ公表できないため詳しいことはわかりませんが、やはり一般道への設置は道路法の規制がかかり、幅60センチメートルまでの水路として設置することしかできず断念したというふうに担当者から話を聞きました。効果を出そうとすると、やはり3メートルから4メートルの幅が必要ということでございます。林道や農道、私道については道路法の規制がかからないため、研究は林道、農道で行われているということでございます。

また、滋賀県や大分県とも溝ぶたであるグレーチングのメーカーと共同研究をしておられ、スリップや転倒に対する安全対策等を行った商品が売りに出されるというふうに考えておまして、これらも含めて研究をする余地があるのではないかと考えております。

それからシカの場合、ある程度の幅を持たせないと飛び越えてしまう可能性が非常にあるということで、それらも動物等の生態もよく知った上での対応が必要ではないかなというふうに思っております。

それから、一番はじめに申し上げたらよかったんですけども、先ほど勢旗議員がご報告されましたように、2月20日与謝郡猟友会の皆さん方によって、本当に3月15日までの猟期であるにもかかわらず大勢出ていただいて、110頭以上のそうした成果を上げていただいております。全くのボランティアでの参加ということで、そのことに対しましては、もう本当に心からお礼を申し上げたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 町長、ぜひこのテキサスゲートにつきましては、そういった先進地で研究されておるところがありますが、一説にはかなりこれが高くなるのではないかなと、こういうご意見も

あるわけですが、私はいろいろやり方があるだろうと、こういうように思っております、このシカやこういった偶蹄類というものの特性を生かす格好でやはり研究してみると、私はそれなりの道が開けるのではないかなというふうに思っておりますので、一つ、この点については今後一層ご研究をいただきたいと思っております。

それでは、次のこの消防団の協力事業所表示制度、これにつきましては町長から平成24年度中に考えたいと、こういうふうなお返事で、前向きに検討するというふうなお返事だというふう

に受けとめさせていただきました。

やはり事業所が単にそのマークを張るということだけでなく、町長おっしゃいましたように一定のメリットといいますか、事業所も何らかのそういった付加価値がつくような格好でも、私は新しいシステムが必要ではないかなというふうに思っておりますので、特に近隣で、京丹後市さんと宮津市さんがやられておると。しかも、これは京丹後市さんへ協力しておる事業所があると。与謝野町にもその事業所にマークが張られると、こういうことになるわけでございますので、私はぜひとも一つそういうことで、ある時期には早いことといいますか、考えていただきたいなど、こういうふうに思っておりますのと、それからちょっと申しわけなかったんですが、先ほど町長がおっしゃいました、私どもお願いしました消防団員の意見発表会ですね。これは、私はきのう消防庁に電話をいたして聞きましたら、やはり割り当てがなかなか難しいというふうに聞いてお

りまして、京都は平成23年度は出場はなかったわけでございます、今後の中でいずれ割り当てがあるだろうということで、ぜひともそういったときに対応していただきたいというふうに思っております。

重ねて、この協力事業所について、平成24年度に前向きに検討ということで確認をしておきたいと思っております。

議
町

長（井田義之） 太田町長。

長（太田貴美） 事業所の表示につきましては、京都府下でも先ほど申し上げました名前というか、市町名は申し上げておりませんが、26市町の中で、現在、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、城陽市、向日市、長岡京市、京丹後市、大山崎町、久美浜町がこの制度をスタートさせておられますし、新たに導入しようとするところもあるということでございます。この表示をするということについての制度を取り組む点については、平成24年度中に検討がしていきたいというふうに思っておりますが、京都府下を見ますと、総務省のほうからの認定を受けておりますのが3カ所ございます。綾部市の森林組合、これが平成22年に消防庁の認定を受けておられますし、京丹後市が2件、これは日進製作所とマルキ建設ということで、この3業者が京都府下では認定を受けておられます。

しかし、どこの京都府下におきましてはそのメリットであります、例えば入札時のいろんな優遇的な考え方といいますか、協力しているところにどうしようというそのメリットの部分につきましては、京都府下は1件もございません。ですから、それとは離して、まずは認定をしていくと。この中には災害時に町に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力している事業所というふうな文言もございますし、ただ単に消防団員を出しているという、そういうものでもございません。そうしたことを見ますと、宮津市では23事業所、それから京丹後市では12事業所ということで、大変多くの事業所のそうした認定事業所がございますので、それらの近隣にありま

す宮津市、あるいは京丹后市等の事例等も参考にしながら、これについては取り組んでまいりたいというふうに思っております。その後のいろいろなそうした種類、全国的には入札特別措置として、都道府県では入札、あるいは減税、あるいはその他というところが、例えばその他におきましては県知事から表彰状を贈呈するとか、そういった形のところもございますので、この特別措置等につきましては、もう少し検討が必要かなというふうに考えております。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） いずれこの制度を導入をいただくときには実施要綱をつくっていただかんなん、こういうように思いますんで、その段階で十分そういった部分も含めてご検討をしていただきたいと、このようにお願いをしておきたいと思っております。

それでは、学童保育の関係の一般の空き家の利用について答弁いただきまして、大体今のお話を聞きますと、現状で施設は充足しているのではないかなと、こういうふうに理解をいたしまして、新たな空き家の分に踏み込む余地はないのかなと、こういうふうに思ったんですが、このところをもう一回確認をしておきたいと思っております。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 旧野田川で取り組みまして、一番はじめは。市場といいますか、四辻地域で、保護者の皆さんたちが自主的に自分たちで空き家を借りられて、そこで学童保育をされていた、そうした実績があります中で、ぜひ町で取り組んでほしいという要望の中で、その必要性を認め、町としてもそれらを取り組んできたいきさつがございます。新しく建てたところもございますし、建てられないところについては町の持っているいろんな施設、あるいは府等のそうした公共的な施設の活用をということで、ご存じのとおり石川診療所の医師住宅を開放したりというような形で、今現在取り組んでおります。

三河内につきましては、民家をお借りしてということになっておりますけれども、非常にその民家も老朽化しております、それに手を入れるということにつきましては非常に、町の施設ではございませんので、それについても若干問題があるのではないかと、相当整理しなきゃならないことがあるのではないかとこのふうにも考えておりますし、これだけ子供たちの人数が減ってくる中で、果たして新しいものを建てるのがいいのかどうかという点も考えなければならないところだと思います。今勢旗議員がおっしゃいましたように、今のところ、これで十分とは言いませんけれども、一定の要望にはおこたえできているというふうに考えております。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、教育長にお尋ねをいたします。

私は余裕教室というふうな言葉で、私もよくわからなかったわけなんです、言葉でお願いをするとそういう答弁にはならんのと違うかなと思っていたんですが、大体空き教室でお尋ねすると、大体そういう返事になると。余裕教室でということでお尋ねをすると、そういう返事にはならないと思ったんですが、大体理解をいたしました。ただ、この学童保育の現状ということについては、教育長さんや先生方は一定の認識をしていただいておりますと、こういうふうに理解してよろしいですか。

議 長（井田義之） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） お答えします。確かに子供たちの放課後の過ごし方につきましては、もう以前か

ら「カギっ子」と言われる言葉がはやりました当時から、子供たちの放課後の在家庭時でのその生活については学校の非常に大きな教育課題の一つであったという歴史はございます。その意味で、学童保育が実施されましたことにつきましては、教員のほうはその意義も効果も認めているところでございます。そして、できるだけ連携をとりながら協力をしているのが実態でございます。

ちなみに、先ほどの余裕教室・空き教室と、その違いはちょっとわかりませんが、要するに使っていない教室という意味から言えば共通するわけでございますけれども、全国的に言えば、少子化の中で多くの学校に、特に都市部の学校におきましてその使われていない教室というのはたくさんあったことは事実でございます。したがって、国のほうの施策で、平成18年だったと思いますけれど、文科省、それから厚労省が連携いたしまして、両方が予算を組んで地域子供教室というのをそこで実施するように施策が打たれました。いずれにしても、国の、私は現在の子供園等の構想の中に出てくるように、子供たちの保育行政が場当たりのなものであったという一つの例だと思っております。それにつきましては、確かに学校の空き教室を利用するというこれはいいことだと思いますけれど、その境がわからなくなるということで、多くのところでは不評であったと、そのように思っております。

先ほど京都府や文科省にお問い合わせいただきまして、有効に地域との連携で空き教室を利用している実例があるというのは私も承知しておりますが、多くの場合はなかなかうまくいってなかったというのが実情でございます。以上です。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 大体教育長さん、そういうことにならざるを得んで、よその議会のデータを見ても、この余裕教室・空き教室の利用について、議会でやってからこれが大体まとまるまで4年かかると言われているんですよ。だから、きょうはじめてですから、これはこれでいいんですが。

今までに大阪府で裁判になった例がございまして、恐らく今度市長が変わりましたんで、これは最初は原告敗訴になりましたけども、今後は行政が変わるかなというふうに思っておるんですが、私はぜひこの少子化の中で小学校というのは一つの社会的な大きな資源だと、こういうことの中で、これの活用についてさらに教育委員会でもご検討をいただきたいということをお願いをしておきたいと思っております。

それから、教育委員長さんから答弁をいただきました。この教育委員会の規則でいきますとそういうことになると思うんですが、私はこの教育委員会についても多くの、私は今意見があると、このように思っております。もっとやはり透明度を上げることが必要なんではないかと、こういうふうな意見も多くございます。そういうことの中で、この議事録を、あるいは会議録をより本当にだれが見てもこの経過がきちっとわかると、こういったことで残していくことが私は非常に重要だと思っております。会議規則に定められておるということはそういうことでありまして、将来にわたってこれを検証していく、そういったチェックをしていくということの中で、ぜひ先進的に研究をいただきたいと、このように思っておりますが、再度、教育委員長の答弁をお願いをさせていただいて終わりたいと思っております。

議長（井田義之） 白杉教育委員長。

教育委員長（白杉直久） お答えしたいというふうに思います。先ほども答弁させていただきましたとおり、教育委員会の会議を開く冒頭に前回の議事録を各委員に事前に配付をいたしまして、確認をさせていただいております。その場面におきましても、各委員さんとも「てにをは」まで気にされているというふうな印象を持っておりますが、今勢旗議員がご指摘になりましたように、第三者の目で見ると、ちょっとその場の雰囲気各委員は非常に理解はできているんだろうというふうに思いますけれども、そういうその場にいらっしゃらない方がなかなか雰囲気がつかみ切れていないのかなという印象を受けました。そういう面で、改善する面があれば議事録のあり方ということは今後とも留意をしていきたいと、かように思っております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

- 15番（勢旗 毅） 教育の提供する側ということでは、これは大事なんです、やはりそれを学習を受ける側といいますか、父兄の側ですね、そういった方からもこういったことが、非常に後で検証していく場合重要になってくると、こういうふうに思っておりますので、ぜひとも、一つこういった意見を委員会の中でも生かしていただきたいと、このようにお願いをして終わります。

議長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 先ほどの勢旗議員の余裕教室のことにつきまして、今質問をして、それから4年かかるということでございますけれども、私どものところで現在その余裕教室を、あるいは未利用の教室がないということは申し上げておきます。以上です。

議長（井田義之） これで、勢旗毅議員の一般質問を終わります。

次に、3番、有吉正議員の一般質問を許します。

3番、有吉議員。

- 3番（有吉 正） 議長のお許しを得ましたので、通告に基づきまして3点町長に質問をいたします。

まず、KTR北近畿タンゴ鉄道の経営実態と課題、今後の見通しについてと、200円バス、ひまわりバスではなくて路線バスでございます、実現の可能性について質問をいたします。

くしくも、きょうのこれは読売新聞ではございますが、KTRについて取り上げられております。「KTR赤字最悪8億円、府と6市町7億5,000万円補てんへ」と、こういった見出しで載っております。府以外の関係自治体の負担額、京丹後市は1億1,100万円、宮津市8,800万円、福知山8,000万円、舞鶴市5,400万円、与謝野町3,400万円、伊根町800万円等々載っております。大変厳しい状況が続いておりますが、この新聞によりましてKTRの経営改善をめぐり、「府は昨春沿線自治体と北部地域総合公共交通検討会を設置、経営再建の道を模索しているが、まだ具体策を示せていない」と、このようにあります。これにつきまして、非常に厳しいと思いますが、当町のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

それから、1路線200円バスは京丹後市で始まり、住人に喜ばれ行政負担も軽くなったとマスコミ報道もありました。この件では私も何回も質問をいたしましたが、最近の担当課長の答弁では、宮津市とKTRとあわせて協議しているとの答弁で、この協議の現状と今後についてどのように進んでいくのか質問をいたします。私は、KTRについてはKTR、地域バスは地域バスと別々に整理して協議していかなければ実現は不可能ではないかと、このように思います。200円バスの実現について、町長はいかがお考えでしょうか。

次に、企業誘致について質問をいたします。

昨年のタイの洪水で、日本の製造業の多くが海外へ進出しております。製造業の空洞化がいかにかに起きているのか、私も思いを知らされました。せんだってより半導体大手企業の会社更生法の申請のニュースがございました。世界がグローバル化している中ですさまじい企業間競争があり、円高によってお家芸であった家電業界、半導体業界も多額の赤字を出しているのが今の日本の状況であろうと思います。加悦加工場跡地に福祉施設ができることになり、利用者はもとより雇用の場もふえると思います。これはこれで結構なことだと私は思いますが、厳しい状況の中でも企業の誘致を進めていかねばならないと思います。この点について、町長のご所見をお伺いします。

野田川町のころ誘致された企業で、今多くの町民が働いておられる企業があります。その企業は岩屋に土地を求められ、隣接する町有地も求めておられると伺います。この点につきまして、ただ私もついこの間知ったこととございます。この場所は地域の活性化のために使うということ、地元区との間での約束事があることを地域のほうから伺いました。その地域の区の思いも、これは整理していかなければならないと考えております。この点につきましても、今後どのように進めていかれるのか、町長にお伺いをいたします。

次に、町有施設と指定管理者制度の今後のあり方について質問をいたします。

宮崎シーガイア、これは県の第三セクターでスタートをいたし、また、その後倒産を経て外資系民間企業に売却されております。当町にもたくさんの町所有の施設があり、2月の臨時会で指定管理者の認定の議会があったばかりとございます。民間活力を生かすというのが指定管理者制度であるなら、私は、施設によってはもっと踏み込んで、施設そのものを使われる企業に売却したほうがもっと有効に生かせるのではないかと、このように考えております。中には京都府から受け継いだ施設もあります。時代とともに世の中は変わるといふふうに思います。今の制度のままこれがやっていけるのかどうか、私は不安にも思いますし、またやっておられる指定管理者の大変な苦労があろうかというふうに思います。以上、1回目の質問といたします。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 有吉議員ご質問の1番目、KTRの経営実態と課題、今後の見通しについて、また200円バスの実現可能性についてお答えいたします。

KTRの経営状況でございますが、運送人員が平成18年度に年間200万人を割り、経常損益が数億円規模で赤字となり、今日まで非常に厳しい経営が続いております。

2月9日の取締役会資料によりますと、今期の見込みは、輸送人員が195万2,000人で、前期に比べ約8万人の減、経常損失は約8億円の赤字が見込まれ、前期に比べさらに1億3500万円余り赤字が増大する見込みとなっております。この要因といたしましては、輸送人員の減少、特に定期の購入による輸送人員はさほど減っておりませんが、定期外収入、つまり観光客等の落ち込みが大きく影響しております。また、今期からJR大阪方面への特急乗り入れが廃止となり、JRからの車両使用料である雑収入が約9,000万円程度減収となる見込みであることも大変大きな要因となっております。KTRでは、給与等の人件費の抑制に努めているものの、車両の老朽化による修繕費の増加や燃料費の高騰が要因となり赤字拡大につながっている状況でございます。

KTRではさまざまな企画切符の販売や、成美大学と地域の魅力づくりに関する包括連携協定

を締結し、学生による駅花壇への植栽や窓口での営業体験などの実施、映画「けいおん！」ラッピング列車の運行など、地域住民と一緒にになった取り組みを積極的に行き、KTRの魅力づくりや誘客につなげていく努力をしていただいておりますが、抜本的な経営改善は厳しい現状であります。

そこで、沿線自治体においても利用客の増加と経営改善を図っていかねばならないとの認識から会議を重ねて抜本的対策の検討も進めておりますが、具体的な内容は現在のところ固まっておらず、京都府からも各自治体に対し積極策を求める要請があるのも事実でございます。引き続き自治体独自の取り組みに加えて広域で連携して取り組むことが効果的でもありますので、このことについて沿線自治体と協働して利用客の増加につながる取り組みをさらに進めていくよう検討してまいりたいというふうに考えております。

次に200円バスの件でございますが、かねてより本議会におきましても実現に向けた提起をいただいております。昨年から導入方法や経費の負担、課題などについて、先に導入されました京丹後市の例も参考にしながら、関係します宮津市、伊根町と担当課レベルで協議し、それを首長レベルの広域連合会議に諮るといった形で協議を進めてきております。

導入に向け、宮津与謝エリアを主要なポイントである府立与謝の海病院を境界として北部、南部ブロックに分割し、それぞれのブロック内を上限200円にするという基本的方向は一定合意しておりますが、国、府との協議を進める中で大きな課題がございまして、その調整を図らなければならない状況となっております。導入するとともに戻すことができないために、宮津・与謝管内全域を一斉に導入せず、KTRとの競合が少なく需要の高い伊根・宮津間から先行導入し、その実績を踏まえて全域に拡大する方法を検討すべきとされておりますが、KTRと競合する度合いの高い与謝野町地域の後発導入が確かなものであるとは言えず、首長間協議において、当町といたしましては全域を一斉に導入する方向で進めていただきたい旨をお願いしております。この点につきましては、先行導入を一たん見送り、全域一斉に導入する方向で一定のご理解をいただいておりますものの、KTRの輸送人員が減少の一途をたどる中、低料金バスがさらにKTRの利用客を奪ってしまうことが懸念されることから、現在のところでは国、府の協議が整わない現状となっております。

今後、KTRのさまざまな利用促進策の展開を検討し、理解をいただけるよう努力してまいりたいというふうに考えております。

次に、2番目のご質問、企業誘致のこれからの方針についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、円高や国内の低価格競争の影響もあり、企業は日本より人件費などのコストが低い海外へ進出し、日本の製造業の空洞化が年々進んでおります。

近年では、国内市場は物が売れず安売りになる傾向があり、ブランドや品質優位であったものまでも低価格競争の輪に入っており、生き残りをかけて海外進出に踏み切る企業もふえているのが実態です。

当町の企業誘致の考え方は以前から申し上げておりますが、誘致活動につきましては、現在のところ京都府市町村企業誘致推進連絡会議での情報交換や、丹後人会等で企業誘致の話題を持ちかけながら、実現に向けての活動を進めています。

また、企業誘致が困難な状況下では、誘致企業の活性化を支援し雇用の創出を図っていただく

ことも重要と考えており、地元企業訪問の活動も行っております。

次に、企業誘致で既に来られた企業が新たに広げられる予定に隣接する町有地の話し合いはについてですが、誘致企業の活性化は雇用創出の近道であり、府の補助金も含め事業拡大の支援は惜しまないものでございます。

町有地の売却により、事業拡大が雇用創出にもつながる可能性がありますので、積極的に調整を図ることとしていますが、この案件は、現在、諸般の事情により調整途中でありますので、もう少し時間がかかるものというふうに考えております。

3番目の、町有施設と指定管理者制度の今後のあり方についてお答えいたします。

まず、先般2月臨時議会におきまして、議員の皆様には12施設の指定管理者の指定について可決をいただいたところございまして、改めてお礼を申し上げる次第でございます。

ご承知のとおり、これらの施設の指定につきましては、昨年11月に策定いたしました与謝野町指定管理者制度運用ガイドラインに照らし合わせながら進めてきたところでございますが、まだまだ課題も抱えており、この制度につきましてもさらに研究を重ねていかなければならないというふうに考えているところでございます。

一方、自主性・自立性の高い財政運営の確保を図るため、民間と競合する公的施設の改革については、平成12年5月に閣議決定、同年6月9日付で自治事務次官から通知が发出されております。この内容は、会館、宿泊施設、会議場、結婚式場、健康増進施設、総合保養施設、勤労者リフレッシュ施設、その他これらに準ずる施設など、民間と競合する施設等について、施設の新設及び増築の禁止、既存施設の廃止・民営化、その他の合理化措置、さらに、地方公共団体へのこれらの措置を講ずるための要請がなされているものでございます。

また、与謝野町行政改革大綱におきましても、指定管理者制度移行による民間運営よりさらに進めて民間への完全移行も再検討し、あわせて町直営の業務についても民間委託を検討すべきとの答申をいただいております。

ここで、公の施設の売却の検討についてとのご指摘でございますが、まず、現在指定管理者制度として運営している施設が23施設ございますが、昨年3月に伊藤議員のご質問で答弁させていただいておりますが、現在、行政財産として公の施設として設置しております施設は100を超えております。これらの施設は行政財産でございますので、当然それぞれの施設に設置目的があり、住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するための施設として目的を達成するため、保有・管理しているものでございます。

しかしながら、指定管理施設だけでなく、これら施設にはランニングコスト、また施設の規模にもよりますが、定期的なイニシャルコストもかかり、今後の行財政運営をしていく上で大きな改革をしていかなければならない時期に差しかかっていることも事実でございます。

一方、施設の性格によっては、安易に売却を進めますと初期の施設設置目的との乖離や、状況によっては施設の閉鎖を余儀なくされるケースも全国各地で散見されておりますので、施設の売却はより慎重にしていかなければなりません。各地域での経過が、それぞれある施設をすぐさま転用や売却できるということは極めて厳しく、だからこそ慎重に判断していかなければならないということだけはご理解いただきたいというふうに存じます。

民間に売却しましても、定期的なイニシャルコストがかかる施設もありますので、このような

経済情勢の中で、民間企業がそのイニシャルコストを捻出するかどうかには疑念を感じております。

また、民間の場合でも、施設が一たん閉鎖されれば、なかなか復活させるということは難しいことは議員もご理解いただけるものというふうに思っております。

しかしながら、冒頭で申し上げましたように、国の考え方などを総合的に判断しますと、議員ご指摘の意味を受けとめ検討をしていかなければならないというふうに考えております。

このような背景の中、公共施設のあり方の指針を示している自治体もございますので、以前にも赤松議員へのご質問にも答弁させていただいておりますが、当町でも公共施設の存廃や売却など、そのあり方を検討すべきかどうかを大所高所から判断してまいりたいというふうに考えておりますし、大なたを振るった施設改革をする必要があれば、ぜひ議員の皆さんにもご協力いただきたいというふうに考えております。

改めて申し上げますが、指定管理者制度は施設管理改革の一つのツールにすぎませんので、この制度だけにこだわっていないことだけにご理解いただきますようお願いいたします。

以上で、有吉議員への答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） ここで有吉議員の一般質問の途中ですが、11時まで休憩いたします。

（休憩 午前10時47分）

（再開 午前11時00分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開し、有吉議員の一般質問を続行します。
有吉議員。

3 番（有吉 正） 200円バスについて、協議が大変進んでいるというふうに考えておりますが、1つ、同時にやる方向、北と南といいますのかね、そういう方向と、2つに分かれてやる方向というふうにご答弁があったなというふうに思いますが、ぜひ一緒に同時にやっていただけるような話もあったと思います。

それから1点、私ちょっとわからないのが、KTRとの競合ですね。これが具体的にはどういったところがどういうふうに競合するのか、ちょっと具体的な部分を教えていただきたいというふうに思います。

それから、そこを話し合いでクリアしながらどうするのかということを進めていただく中で、実現の可能性をいつごろになるのかということをお伺いしておきたいと、町としての考えを。と言いますのが、私は、今周辺地域ではスーパーへの買い物等々、ひまわりバスなんかでもそうですが、大変喜んでおられる。また、ひまわりバスが通っていないところでも、病院等々、買い物もあわせてですね、地域の足としては非常に待っておられる方が多いと、このように声を聞かせていただいております。役場のほうにもそういう声は届いていると思うんですけども、ですから、KTRの問題とは別個にこれは進めていただきたいというふうに考えておりますので、この点についてお伺いしておきます。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 考え方といたしましては、町としてはKTRであろうと、それからバスであろうとできるだけ住民の方たちが使っていただきやすい、そういう方向で進めたいというふうに思っておりますし、この管内一斉に取り組みを進めていただきたいというふうに思っています。先行に

されますと、どうしても残るところは一定の問題解決が進まない限り進んでいきませんので。というのは、やっぱりKTRの利用促進という部分で、野田川駅から乗る通学・通勤の人たちが、安いバスが走るということになりますとそっちへ流れてしまう、今なお、もう少し利用者が余計に減ってしまうという、そういう懸念もありますので、そうではなしに、それらも含めて活性化できる方法を地域全体で考えた上でやっていくというふうに府のほうもお考えのようですし、それらがクリアできるように努めてまいりたいというふうに思っております。

詳しい中身につきましては、課長のほうからも、もう少し説明がさせていただきたいと思います。

議 長（井田義之） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） 私のほうからも補足的に答弁をさせていただきたいと思います。

有吉議員からただいまご質問の件は、KTRの利用促進なり、それから200円バスの導入、2つの件でご質問でございますが、2つとも、いわゆる丹後地域の重要な交通のかなめでございますので、KTRの利用促進も考えなければなりませんし、それから地域の方々の足の支援ということで、いわゆる低料金バスのことも進めなければならない、両方あるかというように思います。その点は、私どももそういう認識をしておりますけれども、先ほど町長答弁させていただきましたKTRの経営が非常に厳しい中で、約8億円の赤字を全体として抱えているということの中で、利用客がことしも200万人を割って減り続けているということの中で、KTRを利用されている方々が、バス賃が安くなることでバス利用に変わられることによって、さらにKTRの利用客を奪ってしまうのではないかとということが懸念されるのが大きな一つの課題となっております。

特に、この加悦谷地域からは多くの高校生が野田川駅から宮津方面などに通学の足としてKTRを利用されております。それと並行して200円バスを例えば導入した場合に、非常に低料金でバスに乗れて、例えば宮津高校の高校前まで行くことができるということになった場合に、これまで野田川駅から乗られていた高校生の皆さんが例えばバス通になると、その分KTRの利用客が減ることになります。例えば高校生の皆さんですと、毎日の通学で、しかも往復になりますので、非常に大きな数の高校生がバス通に変わればKTRの利用に大きく影響してくるところが一番の大きな課題でございます。そういう課題解決のために何らかの対策を講じながら、KTRの利用客もできるだけ減らないように、また200円バスも導入できるように、双方成り立つような対策も並行して考えていく必要があるということから、与謝野町と宮津市、伊根町さんと一緒になって、またKTRは京丹後市も絡んでいますし、200円バスも京丹後市も絡む話ですので、この2市2町の範囲でそこら辺の課題を一緒に解決していこうということのために、一定その時期をことしの10月実施という主張も、宮津市さんや伊根町さんからはお聞かせいただきましたが、今申し上げましたことも踏まえて、もう少し1年延ばしてじっくりその辺を、課題を解決していくよう努力していこうということを確認をしております。そういったおおむねのスケジュールで、今後対応は図ってまいりたいというふうに考えております。

議 長（井田義之） 有吉議員。

3 番（有吉 正） よくわかりました。私も、それこそ身近なことしかどうしてもね。野田川まで、駅まで行く、あるいは与謝の海病院まで行く、あるいは中央病院まで行く、それからあるいは買

い物に行くぐらいしか余り思いが至らなかったものですので、そういう点はよく理解できましたし、その辺もあわせてぜひ実現していただけますように期待しておりますし、多くの町民の方が待っておられるというふうに思います。

それから、ほかにも2点質問をいたしました、町長のご答弁でこれ以上質問することがなくなりましたので、私は質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（井田義之） これで、有吉正議員の一般質問を終わります。

次に、5番、塩見晋議員の一般質問を許します。

5番、塩見議員。

5番（塩見 晋） それでは、議長の許可を得ましたので、通告に基づき、第5期の介護保険料についてと在宅健康管理システムの導入についての一般質問をいたします。

まず、介護保険料についてであります、本年4月から始まる介護保険第5期の第1号被保険者の介護保険料が、基準額で12%の値上げになる条例改正案が今議会で提案されました。過日の提案理由の中で、保険料の上昇の主な理由などの説明を受けましたが、議案の審議を離れて若干の質問をいたします。

人は年齢を重ねるにつれ老いていきます。老後の不安要因として一番に考えられることに介護があります、その介護をみんなで支える仕組みが介護保険制度であり、これを介護保険の給付と負担の関係を明確にすることによって、広く、薄く分担しながら介護のサービスを福祉給付から社会保険制度へと変更してきたものであります。高齢者の自立を支援することを理念とし、利用者の選択によって、多くのメニューから保健医療サービスや福祉サービスを10%の負担で受けられる制度であります。

そこで、まず最初に我が国の高齢者保健福祉について、今日までの流れを見てみたいと思います。1960年代、まだ高齢化率が5.7%のときに高齢者福祉政策が始まり、1963年、昭和38年ですが、老人福祉法が制定されました。1970年代には経済が拡大していき、1973年には老人医療の無料化が実現しています。1980年に高齢化率が9.1%となり、1982年には老人保健法が制定され、老人医療費の一定額負担の導入が決められました。また1989年には高齢者保健福祉推進10カ年戦略、いわゆるゴールドプランが策定され、施設緊急整備と在宅福祉の推進が図られるようになりました。1994年には新ゴールドプランが策定され、在宅介護の充実が図られ、そして1955年には介護保険制度の準備に入り、1997年に介護保険法は成立しました。

2000年には介護保険制度が実施され、3年間で1期としてその充実が図られてきました。この年の高齢化率は17.3%となっています。第2期目、第3期目は保険料の見直しや介護報酬改定、施設給付の見直しを図りながら、2005年には介護保険法の一部も改正され、予防重視や地域密着サービスの確立が導入されてきました。第4期目は保険料の見直し、介護報酬改定、業務管理の体制整備やサービス確保対策などが強化されてきました。2010年には高齢化率が22.5%となっております。

介護保険の総費用は、開始時の3.6兆円から年々ふえ続け、2010年には7.6兆円と倍増しております。介護保険制度は自治事務とされ、各地の自治体ごとに財政的に独立した会計で運営されていて、保険料も介護サービスもそれぞれの市や町によって異なります。

介護保険の財源は、給付費の半分、50%は税金で、残りの半分は保険料で成り立っています。税金分の50%の内訳は、国が25%、府が12.5%、町が12.5%の割合となっており、保険料の内訳は、65歳以上の1号被保険者が20%、40歳から64歳までの2号被保険者が30%となっております。介護保険開始以来こととして13年目に入り、第5期の介護保険計画が全国的に策定され、4月より施行されることとなっております。

次に、与謝野町の介護保険の実態を見てみますと、介護サービスの利用状況は、平成22年度決算資料によりますと、被保険者7,154人の中、要介護認定者数は1,445人で、20%弱となっております。そのうちの介護サービス利用者は8割ぐらいと聞いていますので、全体から見ると16%ぐらいの方が実際に利用されているのではないかと思います。

2000年度から始まった介護保険は、3年を1期として介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直しを行い、保険料は事業計画のサービス利用見込み額などに基づき3年を通じて財政の均衡を保つように設定されているもので、1号被保険者の保険料の標準は6段階ですが、与謝野町は8段階、9区分となっております。

平成24年度から適用される与謝野町の第5期高齢者福祉計画、介護保険事業計画で発表された介護保険料の基準額は年5万9,700円で、第4期の年5万3,300円より6,400円上昇し、伸び率は12%となっておりますが、今回の改正では、8段階9区分から9段階11区分となっており、段階によって変わりますが、12%から、最高17.9%の料金の伸び率となっております。

そこで、過ぎたことではありますが、与謝野町の第4期の介護保険料は、第3期の4万9,300円から4,000円上昇していました。福知山、綾部以北では一番高く設定されていました。決算状況を見ると、第3期、平成20年度からの繰越金が1億869万円でした。翌年度精算額を引くと、実質の黒字額はもっと少なくなります。第3期が終わった時点での繰越金は相当額はあったと思います。財源不足にならないように、第4期を8%の値上げにしたのかもしれませんが、たとえ赤字になっても府には介護保険の財政安定化基金があり、ここからの借入れもできるはずで、結果的には、値上げの幅をもっと少なくしてもよかったのではないかと思います。

このような状況を踏まえ、次の4点を質問いたします。

第5期の高齢者福祉計画策定で重視されたことは何でしたでしょうか。

今回の計画で変わることは何でしょうか。

第1号被保険者の介護保険料上昇の主な要因は何であると思われますか。

近隣の市町の中で一番高額であった第4期の介護保険料の額は適正であったのでしょうか。

以上、介護保険にかかわる質問の答弁をお願いしたいと思います。

次に、2点目の在宅健康管理システムの導入についてに移ります。

この構想は、健康づくり分野への情報化の活用であり、将来の遠隔医療の第一歩となるものがあります。平成21年度から整備された与謝野町の地域情報化の光ファイバーのネットを双方向で利用するようにして、高齢者など健康管理を必要とする世帯に端末機器を設置して、町の健診データをベースに、現在の血圧、心電図などのデータを保健師の常駐する管理センターでチェックをして、異常があれば対応をとれるようにするものであります。

この在宅健康管理システムを導入することにより、循環器系の要指導者、要医療者などのリスクのある方に対し、日々の状況を確認しながら重点的な保健指導を行うことが可能になります。そのため、疾病の早期発見と予防面での効果が期待でき、また保健師が積極的に関与していることで、保健、医療、福祉の連携が可能になり、在宅福祉の環境を向上させることが可能となってきます。

さらに、在宅のまま保健師や医師からの指導を受けることも可能になると思われます。送られてくるデータを管理していけば、計測値の傾向なども把握できるため、医療機関にかかる際にこのデータを持参すれば、医療機関にとってもそれまでの患者の傾向がわかるため、利用価値が大きいと思われます。

総務省では、地方における医師不足が指摘されている現状を踏まえ、地域医療の充実に資する遠隔医療技術の活用方法とその推進方策について検討するため、総務大臣と厚生労働大臣の共同で遠隔医療の推進方策に関する懇談会を平成20年3月から始めています。その中のモデル事業として、遠隔医療の有効性、安全性に関するデータ等の収集・蓄積を進めています。医療ICT支援事業を全国の85の自治体で進めてきております。その中には京丹後市も入っております。京丹後市の総合計画、市民主体の健康づくりの推進の中で「健康大長寿のまちづくり」という項目がありますが、個人と保健師を携帯電話網で結ぶ遠隔在宅管理システムを利用して個別健康管理を進める事業が、この国の支援事業になっていました。

また、平成22年度も地域ICT利活用連携事業で、医療、介護、福祉、防災などの分野において複数の市町村域にまたがって地方公共団体などが広域連携し、地域に密着したICT人材を育成・活用しながら、ICTを導入、利活用することにより、地域のサービスの充実に資する取り組みに22億5,000万円の予算で全国に進めております。

「ICT」という言葉を多用しましたが、ICTというのは、「インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー」というわけで、それぞれ皆さんで要約していただきたいというふうに思いますが。このようなことを国もやっております。タイミングを見ながらこれらの事業に積極的に与謝野町も参加して、持っている地域情報化の環境を有効に活用していくことを進めてみてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

以上2点の最初の質問を終わりといたします。よろしく答弁をお願いします。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 塩見議員1番目のご質問、第5期の介護保険料に関しまして、まず第5期の高齢者福祉計画で重視されたことはについてお答えいたします。

今回の計画は、合併後はじめて65歳以上の方にアンケート調査を実施し、介護保険サービス利用者の意見や、介護保険サービスを使っていない方のご意見を伺いました。アンケートは2,200名の方を対象に送付し、回答者は1,270名で、57.7%の回収率でございました。このアンケート結果は、これまでの実績とあわせ、今後のサービス見込みを算出する際の参考にさせていただいております。

また、包括支援センターの業務が介護保険の要支援者のケアプランの策定に追われ、本来の業務である権利擁護事業や健康づくり事業が手薄になっていたことから、平成24年度には、本来

の業務を推進するために包括支援センター職員の充実を図ることとしています。具体的には、現在の5名体制から6名体制とします。

次に、2点目の今回の計画で大きく変わることは何かについてお答えいたします。

与謝野町の介護保険サービスについては、在宅中心のサービスを重視してきましたが、特別養護老人ホームの入所希望者が多くなったことから、平成23年度から施設の建設を行っております。この施設は、平成24年度中には開所する予定ですので、施設待機者の解消が図れるものと考えています。

また、先に申し上げましたが、包括支援センター職員の充実により、権利擁護事業や健康づくり事業、高齢者等の相談事業の充実を図り、介護者の支援もさせていただけるものと思っております。

さらに、当地域は病院から退院された方のリハビリ施設が少なく、町外にある病院でリハビリを余儀なくされておられるケースもあります。このような状況を解消するため、平成24年度には与謝野町国保診療所にリハビリ施設を併設しますので、リハビリサービスが利用しやすくなるというふうに思います。

3点目の、1号被保険者の介護保険料上昇の主な原因は何かについてお答えいたします。

第5期計画の給付費の増額の大きな理由としては、まず65歳以上の負担割合が20%から21%に引き上げられたことがあります。また、介護報酬が従事者の処遇改善対策のため0.7%引き上げられましたので、このことによっても給付費は上昇します。この2つの要因により、当町では約300円の上昇を見込んでいます。

また、サービス料の増額要因としましては、介護老人福祉施設の建設による施設利用給付費の増加が挙げられます。当町では、従来在宅サービスに重点を置き事業所の整備を行ってきましたが、近年では高齢者世帯や独居世帯も増加したため、在宅介護が困難なケースがふえ、特別養護老人ホームの待機者も180人となりました。このため、平成23年度に介護老人福祉施設の建設に踏み切り、平成24年度の後半には完成する計画で工事が進んでいます。平成23年度の介護老人福祉施設の月平均の利用者は204名と推測しておりますが、平成24年度には233名に、そして、平成25年度、26年度には263名の方が利用されると見込んでおります。また、地域密着型施設の利用者も年々増加するものと考えておりますので、この給付費も伸びる予想としております。

次に、4点目の近隣市町村の中で一番高額であった第4期の介護保険料の額は適正であったのかについてお答えします。

この保険料が高額であったかどうかについて、他の自治体と比較するのは非常に難しい点があります。例えば今回提案しております本町の保険料は、基金の投入により値上げ幅を縮小しております。基金の投入額の違いにより保険料の金額は大きく変わってくることになるからでございます。

介護保険料の決定に当たっては、その町で必要な介護保険給付費により変動するものであり、利用者の介護保険サービスのニーズと保険料のバランスを考えながら決定されています。

本町の介護保険サービスについては、他市町と比較いただいても多様なサービスを利用することができ、充実した内容となっておりますので、近隣市町と比べ必要な保険料は少し高くなりま

すが、ご理解いただきたいというふうに思います。

また、他の要因では、第4期中に近隣市町で計画予定であった特別養護老人ホームの整備がおくれたことにより、若干給付費の支出が少なくて済みました。このようなことから、平成23年度末には財政調整基金として5,500万円が残ることから、この基金を第5期の保険料軽減財源に投入することができ、その結果、介護保険料を月額223円引き下げることができました。

以上、申しあげましたとおり、近隣市町の整備計画のおくれにより若干読みが外れた部分もありますが、第5期の保険料の大幅な上昇を避けることができることなどから、第4期の保険料設定は適正な金額であったというふうに考えております。

ご質問の2番目、在宅健康管理システムの導入についてお答えいたします。

与謝野町有線テレビの光ファイバー網を利用して双方向通信ができる利点を生かして、在宅で住民の健康管理ができないかとのことですが、技術的には可能ではあるというふうに思います。

全国的な状況を見ますと、総務省のICT利活用事業、これはユビキタスタウン構想推進事業の補助制度を利用して、各地でシステムが導入されております。

この在宅健康管理システムは、申請された利用者が自宅に設置された専用端末を利用して、毎日、血圧値や心電図等を、CATV網により役場庁舎内のサーバーに送信します。町では、そのデータを保健師が分析して月間管理レポートにまとめ、利用者に返送し、訪問指導や健康アドバイス等を行う事業と承知しております。

しかし、高齢者の中には専用端末の操作にふなれな方が多く、利用が伸びない状況もあると思われれます。また、役場内においては、事業運営のために電算管理部門、保健部門へ多くのスタッフが必要となります。

事業費におきましても約1億円以上の投資が必要であり、保守管理費用も発生いたします。投資額に見合う費用対効果を考えますと、今の段階では実現にはハードルが高いと言わざるを得ない状況でございます。

本町にとりまして、住民の健康管理について、より効果的な手法は何かを考えますと、まず現在実施しております健康診査やがん検診の受診率の向上、さらには、健診後の結果相談会による保健指導等の保健事業をより充実していくことだというふうに考えております。

なお、現在、与謝野町有線テレビ拡張事業におきまして、布設した光ファイバー網を利用した町全体の地域情報化計画を点検・見直し中であり、議員のご提案の在宅健康管理システムだけではなく、さまざまな分野での利活用を研究しているところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上で、塩見議員への答弁とさせていただきます。

議長（井田義之） 塩見議員。

5番（塩見 晋） ありがとうございます。それでは最初に質問した介護保険のほうの料金の問題、それから第5期のいろいろ町長の重視されたようなことについてお伺いしました。そのことについて質問いたしたいと思います。

まず、最初に福祉計画で重視されたことの中に、アンケートをとったということをお伺いしました。先ほど聞きましたときに、そのアンケートは1号被保険者の方から取られたように伺ったように私は聞いたんですが、いわゆる65歳以上の方を対象にとられたということでしょうか。

恐らくそうだろうと思うんですが。

実は、なぜ料金のことを聞くかといいますと、町長おっしゃいましたように、サービスがよければ料金が高くなるということはもう当然でして、先ほど言われたように、近隣の市町よりも与謝野町は十分なサービスをしているから料金も高くなるという、その言い分は十二分に理解するんでありますけれども。

一番私の耳に入ってくるのは、64歳から65歳になりました。そうすると、誕生日を過ぎて間もなく介護保険料の通知が来ます。それまでは医療保険の中で払っていたものが、いきなり介護保険料が入ってきて、余りの金額にびっくりしたというのをよく聞きます。そういう部分から考えると、そういう認識がその方に、その介護保険に対する、なかったのかもわかりませんが、これ何でこんな高いんだということがよく聞きまして、そういう部分から考えますと、いわゆる一般の方からもある程度のアンケートは要ったんじゃないかなというふうにも思ったりします。

先ほども言いましたけれど、実際に瞬間的な時間で見ると、利用しておられるのは16%かもしれないけれども、私は長いスパンで見れば、人生の間で終わられるまでに介護保険を使われる人というのは多くあって、むしろ使われない方のほうが少ないんじゃないかなと思っていますので、非常に必要なものだというふうには認識はしております。

そういうことを含めまして、先ほどのアンケートと、それからいきなり高い保険料が来ることに対する1号被保険者になられたなりたての方に、もう少し早目からこうなりますよということをお知らせしていくような、そういう手段が取れないものかどうか。この点についてお尋ねいたします。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） アンケートの中身、そしてまたその啓発といいますか、周知の件につきまして、福祉課長のほうからお答えさせていただきます。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） ただいま議員のほうから何点か質問をいただきました。

まずアンケートについてでございます。町長が答弁をいたしましたように、合併後はじめてアンケート調査を実施し、実際にサービスを利用されている方、またサービスを利用されていない方を対象に、2,200人の方を対象にしたアンケートを実施しております。

ご指摘のとおり、今回のアンケートにつきましては、介護サービスを使っておられる65歳以上の方、また一般の使っておられない65歳以上の方ということで、対象者としては65歳以上の方を対象にしたアンケートとさせていただきます。

それから、あとは介護保険制度の関係についてなんですが、確かに認定率といいますのは、大体65歳以上の方の2割程度が介護保険で認定をさせていただきます。このうち約8割の方がサービスを利用させていただいておりますので、大体議員が先ほど説明していただきましたように、65歳以上の方の16%程度の方が実際にサービスを使っているという状況でございます。

しかし、だんだん年を重ねられて高齢になった方については、全体としては16%の利用なんですけれども、やはり年を重ねられて大変な方については、対象者としてはだんだん年齢層が上

るほど利用者数は上がっております。そういったことで、本当にこういった介護保険の保険料ご負担いただくことになっていきますけれども、介護をされている方の支援体制から言えば、ずっと過去のことを言いますと、過去から比べたら数段に今は選んでいただけるサービスが充実しているというようなことが言えるかというように思っております。

それから、65歳になられましたらこの介護保険料というのがいきなりその誕生月の次の月からかかってくるわけですがけれども、この介護保険制度といいますのは、65歳以上になった方が、与謝野町として保険料はいただきますけれども、40歳から64歳の方についても既に介護保険料というのは負担をしていただいております。これが現在の若い方、40歳から64歳の方については医療保険制度に上積みをされているということで、なかなか保険料を独自に払っているという感覚が少ないということになっておりますし、また、この方については保険者で半額を持つという、こういう制度になっておりますので、やはりそういった負担感から言えば、65歳になったら高くなったなというようなことはございます。

しかし、この事前啓発といいますのは、パンフレットを町のほうで3年に1回、この制度が変わるたびにつくっておりますけれども、手元にあるんですけども、そのパンフレットの方については60歳以上の方に全員にお配りしております。そういったことから言えば、この年になってくると、65歳になったらこの負担がかかってくるんだなというようなことについては事前にPRといいましょうか、そういった資料もお配りしておりますので、それを見ていただいたら大体は推測されるのではないかなというように思いますけれども、実際納付書が来てはじめてびっくりしたと、納付書といいましょうか、通知書が来てはじめてびっくりしたなという方も多くございますので、そのあたりは、今回についてもまた60歳以上の方全員にはお配りをする予定で事務を進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） わかりました。60歳のときに一応お知らせはしとることのようですが、大体人間5年もたつと大抵のことは忘れてしましまして、料金が知らされてきたときに「何だ、これは」というような形になっているというふうに思います。

それから、先ほど今回の計画で変わるということ、在宅を中心にした、施設介護の方に施設を開設して、そちらのほうが多くなってくるというようなことをおっしゃいました。また従事者の方の報酬も上げていくというようなことで、先ほどその分で300円上がると言われましたのは恐らく月額の方で、年にすると4,200円上がるという分じゃないかなというふうに思うんですが、そうですね。そんなら、そういうように理解をしておきます。

どことも保険料が上がっていきまして、今回与謝野町の上がるのよりほかの他市町村がどんだけ上がって、与謝野町の介護保険の保険料が幾らになるかということ、先ほど町長が、そんなものは余りそのことを問題にしても関係ないんだという形のようなことをおっしゃいましたけれども、なかなかサービスを受けるまでは本当に充実しているんだなということにはわかりにくくて、やはり近所の方にですね、近所というんですか、近隣の方に、「おまえとこは何ぼだ、うちは何ぼだ」所得によって違いますから一概に比較はできませんけれども、そういう部分で、やっぱり基準額で比べて与謝野町は高いということになりやすいというように思います。

ですから、先ほど60歳になったら配布するんだというようなことをおっしゃいましたけれども、

そういう部分の中では、やはりその市町村によってサービスが大きく違うというような部分もはっきりわかるようにして配布されるほうが、その料金の問題でいろんなことが起きてくるんが少ないかなというように思うんですが、この点はいかがでしょう。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この料金設定なり、他町との比較なんですけど、先ほどちょっと紹介させてもらいます。現在では、この「健やか介護保険」というパンフレットを、60歳の方以上全員に3年前にはお配りしております。現在も、私もこれテキストとして、本当に中もぼろぼろになるぐらいいつも見ておりますけれども、こういったものの最新版をお配りする予定としております。

この中に、いろんな介護保険サービスもほとんど書いておりますし、この中の高齢者福祉サービスということで、町のオリジナルの部分、独自の部分がここへ入れております。ただ、他町に比べて「ここ与謝野町はこれがよろしいです」とか、「こんなサービスが他町はありませんけどやっていますよ」ということがなかなかPRできないということがありますので、このあたり、本当にほかの町の方とお話をされる中で、与謝野町のサービスを、例えばこういったパンフレットを持って「どうだい」ということで比較していただいても、かなり本当にいろんなメニューがあるなということがわかっていただけるんじゃないかなというように思っております。

そういったことで、この保険料というのは大事だというように思いますけれども、現在のこの直近の、私にもらっていますこの近隣の第5期の保険料の金額等についてなんですけど、与謝野町では大体5,000円を切った金額、それから京丹后市さんについても5,000円を切った金額設定ということになっておりますけれども、宮津市さん、伊根町さんについては5,000円の中ほどまではいきませんが、5,400円前後ぐらいで設定されておることから言えば、これは今まで持っていました基金を投入をして下げる要因があったりとか、今回は与謝野町できますけれども、宮津市さんなり伊根町さんについては、恐らく前回投入されて、大体その基金がなくなって次の保険料引き下げの基金投入ができないというようなことから、そういったものを5,400円程度ぐらいになるというようなことがありますので、実際、本来は引き下げをする前の金額で比較をすれば一番いいんですけども、その金額がなかなか私どもにも耳に入ってきませんので、最終決定された保険料ということで比較をせざるを得んということでございますけれども、そういった保険料については、少し複雑な難しい面があるよということについてはご理解いただきたいというように思います。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） サービスがよければ料金ですか、保険料も高いというのは、これは当然のことではありますけど、先ほども言いましたが、そのサービスは受ける段階にならんとなかなかそうして書かれておってもわかりにくいもので、ついつい料金だけで比較をしてしまうことが多いんですけど、今回与謝野町は近隣の市町と比べてもそんなに、第4期のように高くはないというふうな感じを、今受けたんで若干安心はするんですが、最後の第4期の保険料が適正だったかどうかということで、適正だったと言われます。

先ほど課長が答弁された中にも、基金の積み立てがあったから、今回のその料金の改定でもそれを投入して保険料の上昇が抑えられているというふうにおっしゃいました。私が余り与謝野町の古い資料は持ち合わせておりませんが、調べた中には、平成20年度には与謝野町も基金はな

かったと思います。第4期に入ってから基金が積み立てられていったように思います。第4期の値上げのおかげというんですか、町長は先ほど他市町の施設を建設する予定がおくれたためにお金が余ってきたんだというふうにおっしゃいましたけども、第4期の一番はじめに始まった平成21年度には7,700万円ほどの基金を積み立ててもまだ繰越金が3,300万円ほどありました。翌年度の精算額を引きますので、実際の黒字は2,000万円ぐらいになると思うんですが、平成22年度は黒字決算です。また平成22年度も基金に500万円、もう少し積み立てて、繰越金が2,400万円以上あったように思います。翌年度の精算額を引いた実質の黒字は480万円ほどでしたか、そんな勘定になっておりますが、平成22年5月現在で、基金残高は8,259万円というふうに、与謝野町のですよ、なっております。

そこで、何が何でもこの単独の決算でやらんので、介護保険の運営は黒字決算でいくような基金設定をしなければならぬというような雰囲気若干取れるんですが、これは状況によって別に赤字になっても大丈夫かなというように思うんですが、もし赤字になった場合は、この介護保険制度が、与謝野町が破綻するとか、そんなことになるのでしょうか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この介護保険特別会計については、もう独自で精算をしなければなりません。今議員がおっしゃいましたように、保険料設定を低く設定して、それで3年間トータルしたら赤字になったと言われた場合については、これは京都府が設置しております介護保険財政安定化基金というところからお金を借りることができる。しかし、この借りたお金については後日、次の期の保険料で返済をしなければならないということがあります。

そういったことをじっくり考えていただきますと、その3年間で赤字になったということは、赤字を黒字にするだけの保険料を上げると、次のときに。そして借りた分を上積みをして保険料を上げるということになりますので、次のこのこういったその赤字経営をやっていると、次の保険料がもうとんでもない金額が上がるというようなことが関連してきますので、ここはじっくりと介護給付費等を推測しながらやっていかんと、赤字になってもいいわというような、借りたらいいわということではなしに、借りたら必ず保険料に上積みをして、それも65歳以上の方だけの保険料に上積みをするという限定になっておりますので、ここは十分気をつけて運営していかんなんということで、これはご理解いただきたいというように思います。

議長（井田義之） 塩見議員。

5番（塩見 晋） 赤字になれば、1期3年間を通しての決算が。財政の安定化基金が、借りた金だと次のときに返さんなんで、一遍赤字になると大変だということを今、おっしゃいました。

確かにそうだと思いますが、この京都府にあるその基金というのは、今回ここに書いてありますように、財政安定化基金の交付による借入れで月額56円のの上昇分が抑制されているように、このもらった説明資料では書いてあるんですが、京都府にはこの安定化基金が巨額な金額があるというふうに聞いております。これは、国、府、それから市町村でそれぞれ出し合って積み立てていった基金なんで、当然与謝野町もそれはその規模なりの積み立てはしてきていっているんで、それを今回余りにもたまり過ぎて会計検査院から指摘をされて、全国的に返そうかということで、返される金がこの56円の値上がりカバーする分になつとると思うんですが、よく考えると、基金なんでまだまだ返還ができたんじゃないかなと思うんですが。

与謝野町としては、京都府が「こんだけしか返しませんよ」と言われましたら、「はいそうですか」というような感じで聞かれたのか、「いやいや与謝野町はこんだけ積み立てたんだから、もっとたくさん返してほしい」というようなとこまで踏み込んで物を言われたのか、そこら辺はいかがでしょうか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この介護保険財政安定化基金については、ことしの2月に京都府からいただいた資料によりますと、京都府全部で58億円ございます。その58億円のうち、今回については30億円を取り崩すということになります。単純に30億円といたしますと、先ほど議員が紹介していただきましたように、国が3分の1、府が3分の1、それから市町村が3分の1ということで持ち寄って基金をつくっておりますので、30億円取り崩しても市町村の影響部分については10億円ということでございます。そういったことで、10億円を与謝野町旧町あたりが平成12年度から給付費の3%という一定ルールに基づいて拠出しておりましたので、それが1%に変更になったり、また、途中から基金がいっぱい貯まったからもう拠出はいいよというような制度改正がこの間10年のうち変わってまいりましたけれども、今言いましたように、58億円のうち10億円を取り崩し、そして、その結果が与謝野町では1,370万円ということで、これは京都府が拠出金額に応じて、もうそれはこの金額を配分しますという決まったものでありますので、与謝野町のほうがもっとよく積み立てしとるはずだからもっと返してもらって、今回につき込みたいと言うことはできません。京都府からの金額指示によつての金額でございますので、その点ご理解いただきたいと思ひます。

議長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 一つお伺いしますが、与謝野町はこの基金に、いわゆる年間でもよろしいし、1期3年間分でもいいんですが、どのぐらいのお金を積み立てていっとるのかというのが、ちょっと決算書なんか見てもどこにあるのかというのがよくわからなかったんですけども、はっきり言えば、この基金が始まってから与謝野町は、それじゃあ幾らこの基金に積み立ててきているのか、その点わかりますか。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 先ほども申し上げましたように、この介護保険制度がスタートしました平成12年度から3年間については、給付費の3%を拠出するというでスタートしております。その間、ちょっと私もどの年度が1%になったかということは、記憶はちょっと薄いんですけども、そのあと3%から1%に引き下げられました。そして、この近年の第2期あたりについては、これは拠出をしていません。ですから、近年の決算書を見ていただいても拠出しておりませんので、金額は出てきておりませんが、全体としては58億円拠出しているというようなことでございます。

先ほども申し上げましたように、58億円の基金があるということで、その10億円が今回市町村分ということで。あと28億円残っておりますので、その割合から言えば、今与謝野町で1,370万円ほど返還をして、30億円相当分が1,370万円ですんで、あと28億円残っておりますので、大体同じような比率と考へても、あと残りが1,200万円から1,300万円程度はまだ基金の財源として、与謝野町分としては置いてあるかなというように思ひますけれ

ども、これは合併前の加悦町、野田川町、岩滝町のそれぞれの給付費によって拠出しておりますので、それを集計してこの金額ですという数字は持っておりませんので、今申し上げました大体1,200万円から1,300万円程度ぐらひはまだ残っているのかなという推測でございますけれども、そのあたりで考えてはおります。

ただ、この基金については、さらに返してくれやということではなりません。やっぱり基金は置いておいて、赤字になった場合については借入れをしなければなりませんので、その財源としては、今後はもうそのままプールされてそれを運用されるんじゃないかなというように思っております。

議 長（井田義之） ここで、塩見議員の一般質問の途中ですが、昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時59分）

（再開 午後1時30分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開し、塩見晋議員の一般質問を続行します。
塩見議員。

5 番（塩見 晋） それでは、引き続き質問をさせていただきます。

午前中、大方質問は済んでおったんですが、1点、京都府の財政安定化基金の使用をすると、赤字出してですよ、赤字を追いつくのが大変だというふうなことをおっしゃいました。確かにそのとおりではありますけれども、京都府のホームページから引っ張りました安定化基金の状況を見ますと、先ほどもおっしゃいましたけれども、旧加悦町の時分にも1期目と2期目に使っておられます。与謝野町になっても、平成17年度ということですから恐らく合併した3月の分だと思っております。ここでも870万円ほどの、こっちは交付金で受け取っておられます。

そういう部分で、言い方悪いですけど、賢く利用すればそれなりにいい制度になっているんだなというように思います。慎重に計算されることは大事ですけども、なるべくなら負担が軽くなるようなことも考えながら、ぜひ次の第6期ですか、そういう部分については慎重な計算をお願いしたいと、このように思いますが、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 第5期の保険料の計算について、この京都府の介護保険財政安定化基金の貸付金を受けたり、また交付金を受けたら、もらえたらその分得じゃないかなというようなことがあります。

先ほども申し上げておりましたように、赤字になりますとその補てん分は、一部は府の交付金としていただける部分もあるんですけども、あと残りの半分については、赤字相当分の半分を交付金でいただいて、あと残りを借入れをするということになります。それで、次のときにはその半額であれ上積みをし、足りない部分を保険料を上げなくてはなりませんので、そういったことで、議員さんそういったことをおっしゃられますけれども、そのあたりはやはり、今の3年間に恩恵を受ける人は安くて済んでよかったなとなりますけれども、その次にそのお金を繰り越すということになりますので、そのあたりはやっぱり財政運営としては堅実に赤字にならないような保険料設定をさせていただきたいというように思いますし、またもとに戻りますけれども、第4期の保険料といいますのは、本当に今から20年の繰越金等々を考えてみますと、この3年間のトー

タルをしたら本当に大体うまくまとまっている金額だなというように思っております。

ただ、本当にこの金額というのは、これらの方の保険料の、何ぼよくても保険料いただかなんですし、まして年金から引かせていただくというようなことでありますので、その取り扱い、また金額の設定については十分精査して対応していきたいというように思います。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） おっしゃるとおりで、先に送ればまたそれで払わなんんですけども。でも払ってしまって既に亡くなられた方については、ようけもらったままが済んでしまっておるという考え方もできんことはないと思います。

いずれにしても、それぞれ計画時に慎重な検討をお願いしたいと思います。

ついでにもう一つ伺います。計画を立てられますときに委員さんに集まっていたいて計画を検討されたと思うんですが、その中で保険料を支払う立場の委員さんというのが2名、一応条例の中ではおられたと思うんですが、その方々の意見というのはどのような意見があったのかお知らせ願えればありがたいと思います。

議 長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） この保険料決定する際には、本当に町のほうで机上でずっと計算して、これよしということを出しておりません。今議員さんが紹介していただきましたように、これは介護保険運営協議会というところで十分協議をさせていただいておりますし、また、これにサービス料等については介護保険事業計画のワーキンググループと言われる方が16名、ワーキンググループの中で、事業所でありますとか、ケアマネの方、それから町の職員等が入って、そういったグループの中で、今後どうしたら介護保険のサービスがうまいこと提供できるだろうというグループでワーキングをしますし、そういった内容を取りまとめて今度介護保険運営協議会の中で十分検討させていただいております。

介護保険運営協議会のことを少し紹介をさせていただきますと、第4号委員まで3名ずつおいでまして、12名の委員さんがおっとくれます。その中で協議をいただいて、今紹介がありましたように、対象になるべき人であろうという方は2名以外にもおいでるんですけども、そういった方々や、それから若い方のご意見をいただいておりますけれども、やはり給付費等を考えてみましたり、また今後あるべきサービスを考えてみますと、この金額が若干上がるということについてはもう仕方がないだろうというようなご意見で、特にこれが上がり過ぎて、もう絶対これではだめだなというようなご意見は伺っておらず、この程度で保険料が設定できればいいかなというようなご意見をいただいております。

議 長（井田義之） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） その検討といいましても町からの資料の中で検討されるわけですから、そんなに大きな意見が出るとは思いませんけども、今後ともそれでは健全な運営ができるような方法を模索していただきまして、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、2点目の在宅健康管理システムの導入についてであります。これは先ほど町長の答弁でも、費用的にも、それから参画される方が非常に少ないというような前例もあるというようなことをおっしゃいました。しかし、私はこれは必要なことだと思いますので、ぜひ検討してやってほしいと思います。

先ほど言いましたICTの利活用の中でも、広域連携事業で、平成22年度で与謝野町も参加しています宮津与謝消防組合、宮津市、与謝野町、伊根町がICTの活用による住民参加型消防防災まちづくり推進事業というのを委託されておりますが、そういうことも含めながら、一応先ほどの在宅健康管理システムは提案とさせていただきますので、今後ともぜひよろしくご検討をお願いしたいと思います。以上、質問終わります。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほどと同じ答弁になりますけれども、そうした利活用につきまして考えていくことと、それからやはり敷設しました光ファイバーを利用した、そうした地域情報化計画なんかも、今点検・見直し中ですので、あらゆるそうした分野でそうしたものが利活用ができるような研究をしているところがございますので、今ご提案いただいた中身も含めて、今後につきましてもどう活用していくのがいいのか、またどういう方法がいいのか、それらも含めて研究がさせていただきたいと思います。

5 番（塩見 晋） ありがとうございます。終わります。

議 長（井田義之） これで、塩見晋議員の一般質問を終わります。

次に、7番、伊藤幸男議員の一般質問を許します。

7番、伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは、私は事前通告に基づき、障害者政策と平和の取り組みについて一般質問を行います。

第1点目、障害者政策について伺います。はじめに障害とはどういうものか。障害者が置かれている状況をどうとらえるかについて触れたいと思います。

私は二十数年前だったと思いますが、ある本の中で女性の科学者と出会いました。その方は、当時30歳ぐらいで突然両足にマヒをする病気にかかり、不治の病と診断され、その後アメリカに渡り、ベッドでパソコンと向かい合いながら論文などをつくり、旺盛に仕事を続けておられます。この方の障害体験についての文書を読み、感動したことを覚えています。

その内容は、夫婦、男女という2つの個体から生まれ、別の個体である人間が生まれる。表現がふさわしいのかわかりませんが、人間は男女という性を持ち、その妊娠と出産の過程で大変大きなさまざまなリスクを抱えながら誕生するというのです。ここで言うリスクとは、言いかえると表面的には出てこないような障害もあれば、出てくる障害もある。本当に小さな表にあらわれないような障害がほとんどの子供たちにあり、避けられない問題ではないかとも書かれていました。その数年後、「世紀を超えて」というNHKスペシャルでその女性が登場されたことを覚えています。私はどんな人間でも大なり小なり障害を持っており、障害のない人間はいないと考えるようになりました。

また、先天的な障害とともに後天的な障害もあり、その一つが老化による障害の発生です。広い意味での障害というのは、目が悪くなったり、けがをしたり、足を骨折したり、また内部疾患になることも障害であります。ですから、私はあすは我が身だと考えています。

先日、障害者の方や障害者団体の方々に話を伺いました。彼らは仲間との交流の中で感じているいろんな話をしてくれました。仲間たちは、いろんな条件で特性を持って障害と闘いながら生きています。人間にはそれぞれの個性があり、みんな異なり、素晴らしい感性やすぐれた能力を秘

めながら大きな可能性を持っているんです。だから、障害を持つどんな方でも健常者と同じように人間らしく暮らしていける社会環境がもっともっと整備されることが必要だと思う。そうした環境のもとでこそ障害者の可能性や能力が発揮され、本当の社会参加が実現され、何らかの社会貢献をすることができるし、そういう時代が来ていると思う。精神障害の方も含め、社会に出て仕事がしたい、周囲の人にいろんなお世話になったので、少しでもお返ししたい、役に立ちたい、そうした願いや要求は大変強いものがあります。親の世話になり育ってきた私ですが、今もまた、これからは世話にならなければならない。しかし、両親はもう高齢で、両親に支えられる時間も限られています。このことを考えると本当につらいものがあります、と涙を浮かべておられました。精神的障害の場合でも社会復帰ができるようぜひ考えていただきたいと訴えておられました。

また、今の社会は「勝ち組」「負け組」と呼ばれる競争社会で、生産性が重視され、効率的でなければだめだという風潮が蔓延し、意識するかしないかは別にして、その競争原理の物差しで社会のほとんどのことを図る、そんな社会になっているのではないか。障害者などは効率的、生産的でない人間とされている。人間は一人一人さまざまな個性的な能力を持って生きている。数年前にはやった歌、「世界に一つだけの花」のように、こうしたいろんな人間がいるからこそ豊かな社会がつけられるのではないか。

また、無縁社会という言葉ができるほど日本社会は深刻になっている。超高齢化社会で独居世帯も増大し、孤独死が多発し、障害者や高齢者が、災害のときには二次災害も含めて多くの被害をこうむっている。もし障害者や高齢者でなかったらと考えることがある。このように話していました。

新自由主義の構造改革で、現在の日本社会が昔と異なり大変厳しい暮らしの中で、他人や近所を支え、助け合うようなゆとりがなくなっていることも大きな壁となっています。多くの障害者の場合、本人や個人の努力だけでは障害の壁をなくすことができない状況におかれていることです。このように、今の社会は健常者から見るとかなりバリアフリーが進んだように見えますが、まだまだ十分ではなく、課題がおくれていると言えます。障害を持つ人々だけでなく、さまざまな広い意味での障害を抱えた住民が健常者と同じように地域の中で暮らしていけて、社会参加ができる社会環境づくりが大変重要な課題となっています。

次に、国連の障害者権利条約とはどういうものかについて触れておきます。この条約というのは、あらゆる障害のある人の尊厳と権利を保障するための人権条約で、障害は個人ではなく社会にある、こういう視点からの条約であり、さらに、「我々のことを我々抜きで勝手に決めるな」というスローガンを掲げたことが画期的であり、障害者の視点からつくられた条約であることも特徴的であるとされています。この条約は21世紀ではじめての国際人権法に基づく人権条約であり、2006年に国連総会で採択されました。

2012年2月8日現在の批准国は110カ国です。日本は条約と国内法の矛盾が多数指摘され、条例に沿った障害者制度の改革が強く求められています。ですから、日本政府は2007年に署名しましたが、批准はしていません。障害者権利条約の批准が世界的な大きな流れになっているわけであります。

日本では障害者自立支援法がありますが、サービスの負担が応能負担ではなく応益負担になっており、経済的に裕福な人も、そうでない人も一律1割の受益者負担が押しつけられるシステム

になっています。この不公正な制度に対して、障害者から憲法違反として全国14カ所、71人から訴訟が起こされ、その結果、国と訴訟団との和解合意がされたわけであります。その和解の基本合意文書は、政府の諮問機関である総合福祉部会で障害者団体などの55人が参加して練り上げられ、障害者総合福祉法案の制定に向けて骨格提案としてまとめられました。ところが、政府厚労省は和解文書をほごにする法案を画策しています。こうした国の障害者総合福祉法案の成り行きが不透明なもとで、全国の市町村では、本町も含めて障害者福祉計画の見直しが行われています。

それでは質問項目に入ります。

一つ目、自治体の役割は自治法で定めるように、住民の福祉を守ることが最も大事な仕事であります。その典型的な事例が社会的弱者の解消であり、その象徴の一つが障害者の施策であると考えます。これが自治体の知性を最も顕著に示すものとも言われています。町長にお考えをお聞かせいただきたいと思います。

二つ目、国連の障害者権利条約をどのように判断・評価されているのか。

三つ目、自立支援法を憲法違反だとする71人の障害者らの訴訟団と国の和解合意で基本文書まで交わされたわけですが、これが実質的にほごにされ、従来の自立支援法の延長とも言える法案が準備されていることをどう考えておられるのか。障害者の皆さんと直接向き合う町政の責任者として、町長の判断を伺いたいと思います。

四つ目、与謝野町では府下で先進的な障害者計画及び障害者福祉計画が策定され、さまざまな支援が行われてきた経過があります。今後どういう見直し計画を考えているのか、その策定経過の中での具体的な取り組みと特徴をお聞かせいただきたいと思います。

次に、2点目の質問は、平和の取り組みについてであります。

はじめに、私の家族体験で申しわけありませんが、述べさせていただきます。

私の父は先の太平洋戦争で、背が低いと徴兵検査で不合格となってしまいました。伊根の漁師の中ではとりわけ負けず嫌いで、プライドの高い人でした。ですから、徴兵されなかったことに対して並々ならぬ葛藤があったと聞いています。私の兄は満16歳で徴兵ではなく徴用で軍属として召集され、翌昭和19年テニアン島に派遣され、玉砕しました。当時、伊根地方ではこうした前例はなく、20歳未満の青年たちはまだ召集されていませんでした。しかし、私の両親は、その長男に「お国のために頑張ってこい」、このように激励したと言います。

その後、戦況が厳しくなる中で、近所の年配の方も徴兵されることになりました。その年配の方に、父が、「国見ができるじゃないか」、こういう口を滑らせてしまったわけです。この発言がその方の奥さんに伝わり、奥さんから私の母に、「あんたの旦那は国見ができると言った」と厳しく批判されたそうです。そのことを知らなかった母は繰り返し謝り、悩んだあげく近所の寺とほこの神棚に向かい、「私の息子はどんなことになっても構わない、しかし近所の方だけは返してほしい、戻れるようにしてほしい」と何回も何回も願をかけたというのです。

日ごろから、母はその兄のことを思い浮かべて繰り返し話をしていましたが、この真相は、私に加悦に住んでから、私が兄のことを尋ねたとき、はじめて当時のことを涙ながらに話してくれました。「わしが願をかけたのであの子を死なせてしまった。親のわしが殺したようなものだ」と。その責めを抱えて苦悶しながら半世紀にわたって生きてきたことを知りました。

何年か前、国家国旗法案が国会に提出されたとき、十分な国民的な議論を尽くすべきだ、また個人個人の内心の自由を保障すべきだという日本共産党の提案に、政府は認めたにもかかわらず強行採決してしまいました。侵略戦争のシンボルとして使われてきた日の丸、君が代が、東京でも大阪でも大変大きな問題になっています。

しかし、今でも私の母だけでなく多くの国民が人に言えないようなつらい体験をして、それを抱えて生きているわけであり、内心の自由が保障されることは極めて重要なことです。国家国旗であっても強制的な押しつけは許されるものではないということでもあります。

私は国民をこのような状況に追い込んだ侵略戦争に二度と起こしてはならない、改めて強く感じているところです。戦後67年目を迎えています。本町では非核自治体宣言を行っていますが、政府は戦争に対する歴史認識が世界の中でも大変おくれた現状になっていると考えています。今なお戦争の本格的な総括ができないでいるために、あの戦争は正しかったとか、正義のための戦争だったなどという国際的にも通用しない考え方まで押しつけようとする勢力が、民主党や自民党の国会議員の中に大勢いることであります。

また、軍備の増強をはじめ、国を防衛するとしている根拠に抑止力論があります。この抑止力論に立てば、際限なく軍備の拡大・増強に歯どめがきかなくなり、このことが国の財政の逼迫する大きな理由になり、財政危機を深刻にさせているわけでもあります。

それでは、質問項目に入りたいと思います。

一つ目、二度と戦争を起こさないように、町内にある大江山ニッケル鉱山の煙突などを戦争遺跡として残し、町として保存すべきではないかという点です。

二つ目、現在まで残されているさまざまな戦争の記録などを町として掘り起こし、保存することが大変重要だと考えますが、どう判断しているのか伺いたいと思います。

三つ目、現在、国は防衛策として理論的に破綻した抑止力論にしがみついていますけれども、町長としてどのように判断されているか伺っておきたいと思います。

以上で私の第1回目の一般質問を終わります。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 伊藤議員ご質問の1番目、障害者政策についてお答えいたします。

1点目の、自治体の役割は住民の福祉を守ることが大切であるという点につきましては、町としましても総合計画の第1章に「安心と生きがいのある福祉のまちづくり」を掲げておりまして、議員の言われるように、住民の福祉を守ることは非常に重要であるというふうに考えております。

2点目の、障害者権利条約については、これは国際的な問題ですが、流れとしては、日本もいずれは障害者権利条約の批准をしていくことになるかと思っております。

しかし、批准のためには国内法の整備が必要ですので、現在国においてその準備が進められているというふうに理解をしています。

3点目の、障害者総合福祉法の制定がほごにされ、自立支援法の延長とも言える法案が準備されていることについてでございますが、町としましても、先に出された障害者総合福祉法の骨格に関する提言の取り扱いにつきましては、この間注視をしてまいりました。国がこの提言に対して障害者総合福祉法の制定を先送りにし、障害者の自立支援法のつなぎである障害者総合支援法

の制定案を出されたことについては非常に残念に思っています。

しかし、障害者施策が措置制度であった時代から考えますと、障害者自立支援法へと変わる中で障害福祉サービスは一定進んだというふうに考えておりますが、今回の障害者自立支援法が廃止になることでサービス提供が停滞することは絶対避けなければならないというふうに思っておりまして、国の動向を注視しながら、障害者サービス利用者の不利益にならないよう町として取り組んでいきたいというふうに考えております。

4点目の、与謝野町障害者計画及び障害福祉計画の見直し内容でございますが、この見直しに当たっては町の自立支援協議会を中心に協議や検討を重ね、関係者の実情や意見についてもお聞きし、計画の中に盛り込んでいます。さらに、平成24年2月18日から3月2日までパブリックコメントもさせていただいており、町民の皆様から幅広いご意見をちょうだいしたいというふうに思っております。

しかし、今回の策定に当たっては、障害福祉計画の根拠法令である障害者自立支援法が廃案の方向であり、また、引き継ぐ法令も未制定の中での計画策定であったため、取りまとめが非常に困難なものとなり、計画期間途中での見直しも必要になるかというふうに思っております。

次に、他市町村との違いを申し上げますと、最近の新たな障害者サービスとして、当町の自立支援協議会の協議や提言により、ひきこもりの方を対象にしたサロンの実施や、支援学校の長期休暇中の預かり事業、就労希望者への職場体験等多くの事業が実現しており、こういった面が他市町に比べ進んでいるところではないかというふうに思っております。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） 伊藤議員の平和の取り組みについて、1点目のニッケル鉱山の煙突の件に関しましてお答えしたいと思います。

まず共通認識を持っていただくという観点から、既にご存じのこととは存じますが、大江山ニッケル鉱山についての概要を説明させていただきます。日中戦争が泥沼化する中で、そして太平洋戦争が勃発する直前に国策として軍事産業の増強・増産が推進される中で、近畿の北部で一番含有量のよいニッケル鉱山として大江山一体が有望視されたことから、大江山周辺はニッケル鉱山としての役割を持つことになり、当時の大江山ニッケル株式会社がニッケル採掘所を創業させます。精錬所としては、海に面し輸送等に適した岩滝地域が選ばれ、終戦までの間大江山はニッケルの採掘場として操業をされています。それから大江山から岩滝の精錬所までの輸送につきましては、加悦鉄道を鉱山まで延伸し、専用路線として敷設し、そして加悦鉄道を利用して輸送が行われてきました。

しかしながら、太平洋戦争が勃発しまして、ニッケル鉱山では人手不足となり、出征した日本人のかわりに日本軍が捕虜にした多くの連合軍の捕虜や、朝鮮人、中国人などが強制労働を強いられることとなります。その際、捕虜となって労働に従事していましたイギリスのフランク・エバンスさんによって、当時の手記が出版されました。それが縁となりまして、現在イギリスのアベリスツイスとの友好親善交流を推進するため、与謝野町、アベリスツイス友好協会が設立され、ホームステイによる高校生の相互派遣を実施していることは既に議員の皆さん方ご案内のとおりであります。

大江山ニッケル鉱山は終戦に伴って閉山となりますが、現在は日本冶金工業株式会社のもと、管理されております。

さて、本町が戦争遺跡等の遺跡を保存しようとするためには、教育委員会ではその遺跡の詳細な調査を行い、その結果をもとに保存すべき遺跡であるかどうかを諮問機関である文化財審議委員会等で検討をいたしました後、重要な文化財として位置づけられた中で指定をして保存することになります。指定しますと、指定された文化財を後世に残していく必要がありますので、所有者が管理責任を負うこととなります。保存にかかる経費の多くは所有者が負担していくこととなります。また、文化財の指定につきましては所有者の同意が必要となっております。幾ら文化財として貴重な価値があったといたしましても、所有者の同意がいただければ指定することはできません。大江山ニッケル鉱山の煙突につきましては、煙突の所有者は日本冶金工業株式会社、土地は滝区の所有となっているものと聞いております。したがって、指定をするためには両者の同意を得る必要があると思われまます。

一方で、鉱山全体を町が買い取って指定するという方法もありますが、現在の町の財政を考えますときには、これまた難しいと言わざるを得ないと思っております。

一方、大江山ニッケル鉱山につきましては、確かに戦争にかかわるものであることは事実であります。平成18年に京都府が府内の文化的景観の中で、国の需要文化的景観の候補となり得る物件について、「採掘、製造、流通、往来及び居住に関する文化的景観調査について」の件名で調査があり、煙突を含む大江山ニッケル鉱山を産業遺跡として候補に挙げた経緯があります。そうした経緯の中にありまして、文化財の分類といたしましては産業遺跡としてとらえております。ちなみに、その後、府の動きはございません。

次に、現在まで残されているさまざまな戦争記録などを町として掘り起こし保存することが重要だと考えるが、どう判断されているかについてお答えいたします。

第二次世界大戦終了後67年という時が経過をいたしました。その中で、戦争が風化しつつあると言われていす中で、議員の仰せの町内に埋もれています記録の存在を確認し、または収集しますことはそれなりに意義があると存じます。しかしながら、旧加悦町が町史編さん作業に際し、限られた期間内に膨大な資料を収集する必要があるため、戦争に関する記録等については調査等に長期間の時間を有することが予測されたことから、戦争に特化した記録を収集することはできなかつたと聞き及んでおりますように、町が事業として積極的に記録の発掘収集しますとしますと、長期間にわたり人的、財政的な裏づけも必要であり、多くの課題をもクリアする必要がありますので、慎重に研究をする必要があろうかと、そのように存じている次第でございます。

しかしながら、それで手をこまねているのかというご指摘もあろうかと思っておりますので、一つ示唆になればと思っておりますので、参考として紹介させていただきます。

それにつきましては、三河内郷土資料室に、戦争にかかわります資料として保管されているものがあります。例えば、軍服や千人針、あるいは砂消火弾、砂の消火弾でございます、などあります。いずれも三河内地区の有志の方々が民具の収集をされる過程の中でご自分の所有物を寄贈されたものの中にあるものであり、それらが多いと聞いております。町内小学校では資料室の活用もされております。今後も戦争に関する物件も含め、住民の方で取り扱いに苦労されている例も

あるかとは思いますが、ご寄託がいただければ、施設の状況にもよりますが、活用に向けた保存をしていきたいと考えております。これらは一つの示唆にはなるかと思って、答弁とさせていただきます。以上です。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 伊藤議員ご質問の平和の取り組みについての3点目、現在、国は防衛策として理論的に破綻した抑止力論にしがみついています、どのように判断されているかについてお答えします。

議員もご承知いただいておりますとおり、本町では平成19年3月29日に、未来の子供たちが穏やかに暮らせるよう、すべての命に光が射すように恒久平和の理念を掲げ、「非核・平和の町」宣言を行いました。

また、昨年7月には、広島市長が会長をされています平和市長会議へ加盟いたしました。平和市長会議は、核兵器による悲劇が二度と繰り返されてはならないとの信念のもと、住民の安全を守るべき自治体が連帯し、核兵器廃絶への世論を国際的な規模で喚起し、核兵器のない平和な世界を実現することを目的に、広島市と長崎市が中心になって設立されました世界の自治体からなる無党派の組織で、国連に正式に登録されたNGOとして活動されています。

京都府内でも、既に少なくとも本町を含め17の自治体が加盟されており、平和を願い、核兵器の廃絶を求め、人類の未来のため、住民の平和な生活を守るため、世界恒久平和の実現に向け、ともに行動をしています。

議員ご質問の趣旨は、国の防衛政策についてどう考えているのかということかと思いますが、国際社会における国の存立にかかわる事務は国が分担することとされておりますので、私の立場で国策について意見や考えをこの場で申し上げるのは差し控えさせていただきたいと存じますが、町としましては、国民保護法により武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態、いわゆる有事の際に町民の皆様の保護のための措置をとるため与謝野町国民保護計画を策定し、万が一の有事に備えており、いずれにいたしましても、そのような事態にならないよう国際社会の平和を願い、核兵器の廃絶を求める機運をますます高めることが重要だというふうに考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げ、伊藤議員への答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 少し大きなテーマが2つもあって、たくさんの項目にわたって丁寧にお答えいただいたわけで、ちょっと私自身も次に何から質問したらいいかというのわからんですが、順番があれになりませんが。

先ほど答弁をいただいて、そこで少しだけちょっと補足的いうんですかね、認識はもちろん共有されているだろうと思うんですが、私自身の体験もありますので、第2点目の平和についての取り組みの問題で、教育長からの答弁がありました点で補足的に質問したいと思っています。

一つは、第1点目のいわゆる大江山の煙突の問題です。確かにいろいろとお話し、答弁があったんですけども、ちょっと結論がはっきりしない、先ほど事前にそういう答弁をされましたが、私はどうするのかというのをもう少し明快に答えていただきたいというふうに思っています。それは、先ほどもお触れになりましたが、エバンスさんね、その件で注目を浴びていますが、一番大事なことは、彼もそうだったんですけども、強制労働の実態が明らかになっているということで

すね。これは裁判にもなっています。200人規模の中国人が強制労働させられて、これが全国的にもこういう施設が何カ所にもありまして、日本じゅうで、明らかに強制的に連行されて強制労働させられたという事件なわけですね。これはとりもなおさず戦争の明確な事件なんです。このことが一つあるということと、それから日本冶金もそのことは相手に、対象になったわけですから当然あるわけですし、そこは日本冶金も私はこの煙突の問題はうまくあれは合意していただけるのではないかと、協力していただける可能性があるんじゃないかというふうに思っています。

それから、先ほども中国人の問題で、記録が滝の寺の中にもあります。滝の寺にも。ご存じかと思いますが、中国人の方が亡くなって、その記述がその寺に保存されています。これもきちっと保存する必要があるというふうに私は思っています。私は二度、三度とそれは見せていただきましたが、非常に貴重な資料だと思っています。そういう点がちょっと気になりますので、ぜひ再答弁をお願いしたいと思っています。

議長（井田義之） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えいたします。確かに、先ほど議員仰せの強制労働の実態と研究されている町民の方もいらっしゃいますし、そうした記録はあろうかと思っております。それらはそれらとして評価すべきであり、その所在を明らかにしていくことも必要だと思っております。

しかしながら、町が一つの事業として取り組むとなりますと、それなりの準備、それから裏づけ、体制を組んでいかなければ生半可なことはできないことだと思っております。その意味で先ほどの答弁をさせていただきました。また、今回の答弁をその域を出るものではございません。したがって、先ほど三河内の郷土資料室の話もさせていただきました。それらのような形が一つで、それらを議員仰せの記録類を確認したりしていく一つの方法として、あり方として示唆になるのではないかと、これを答弁させていただいたわけでございます。

煙突の件につきましても、先ほど申しましたように、確かに産業遺跡としてという、そういう見方もございますし、それから、私ども現在のところは、教育委員会としてはその観点で見えております。しかし、議員一つの提起でございますので、一応研究はまたさせてもらわなければならないと、そのようには存じております。以上でございます。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 今回の答弁ですが、町長自身も答弁があったように、この町自身が非核宣言もして、それから町長みずからも平和市長会議にも出て、主体的にやっぱり運動を表明していこうという姿勢だと思うんです。その点で、町として、私は基本的にスタンスはフェジーさが残るんでなくて、やはり基本的にやるという立場を踏まえて、どこまでできるかという努力はね。財政的な問題やいろんな人的な配置の問題、いろいろあるでしょう。しかし、そのスタンスがはっきりさせるということが非常に大事だというふうに思っています。

次の質問に移りたいと思います。一つは、町長も丁寧にお答えいただいて繰り返すことはないんですけども、1点目の問題は、答弁にもありましたように、障害者サービスの施策でも、京都府下でも非常に屈指と言える先進的な施策を進めてこられたということがあります。

もう1点は、今回の場合でもそうですし、前回もほぼそういう踏襲されてきたんだと思うんですが、計画策定に当たって、今回もそうですけども、障害者団体等のヒアリングをされたり、それから自立支援協議会を大いに役割も発揮してもらって、それでそういう論議を通じていろんな

政策化していくという点でも、非常に私は京都府下でもここの役割、支援協議会の役割は非常に大きいものがあるというふうに思っています。ここは私も非常に評価しているところです。

ただ、関係者の皆さんの話を聞いていると、それは切りがないと言えば切りがないんですけども、こういうふうに言っています。この障害者施策というのは国連の権利条約の中にもうたわれておりましたね。「我々のことを我々抜きで勝手に決めるな」と。これは最も大きな精神だと思うんですね。自分らでやるんだという。ここのことがね、やっぱりきっちりと計画づくりの上でもこれを据えて取り組んでいただきたいというふうに思っています。この点では、いろいろな不十分な点はその点で補っていくというかね、大いに彼らにも依存しながら、それで全体の意見公募についても、形だけに終わらないで知恵も尽くして、ここを徹底していただきたいというふうに思います。詳しい問題はふれますが、この点では町長はどのようにお思いか、尋ねたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 与謝野町のこうしたものの考え方の基本にありますのは、やはり総合計画だというふうに私は思っておりますし、その総合計画をつくることからやはり町民の方たちも一緒に入っていた中で、業者任せではなく多くの意見を聞かせていただく中で作り上げてきた、そういう経過がございます。それを基本に、それぞれの計画等もそうした手法でもって作り上げてきたというふうに思っておりますし、男女共同参画の計画にしる、今提案させていただいております中小企業振興基本条例にしましても、やはり実際にそれらの計画を立てる時点から町民の方の参画、当事者の参画、また事業者、またそれを取り巻く行政等々がやはり力をあわせて、まさしく協働で作り上げていく、また、それを実行していくのも協働でやっていくという、そういうものの考え方が基本にあるというふうに思っておりますし、その中で、部分的にはまだ不十分なところがあるかと思えますけれども、これらの、今、大変国のそうした状況が明確にならない中ですが、やはり与謝野町としてはそれらを進めていく上で、いろんな障害を持った方も、そうでない方も、事業者も力をあわせてよりよいものを作り上げていくという、そういう姿勢には変わりはありませんので、これがもっと充実したものになるように進めてまいりたいというふうに考えております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今の答弁で、私は是としているんですけども、結局繰り返しになりますけども、策定段階からこの考え方ね、今私言いましたね、「わしらのことはわしらで決めるんだ」と。この意欲性を、それこそ町長がいつも言っている自立してやろうとする意識性を障害者団体の人らあとの共有しながらそこを力に変えていくと、前向きにしていくと。ここをいろんな施策や策定過程も貫いていただきたいということを申し上げておきたいと思っています。

それから二つ目の質問になりますけれども、先ほど私時間の関係で省略しましたけども、町長にお伺いした二つ目だったですかね、いわゆる訴訟をして和解しておきながら法に生かさなかったという点です。これは、私は民主党自身が障害者自立支援法を廃止するというのを公約したということですね、一つは。それから、それだけでなく、政府として公文書として基本合意を交わしているんです。約束しているんです。これをほごにするというんですから、関係者の中からもいろんな声が出ていますよ、批判の声が。まともに国を信頼していて合意したのに、なぜそ

れまでひっくり返すんだと。だから、ここが私は、町長もおっしゃっていましたが、非常に残念だという言い方されましたが、こんなしたらルールがないですよ。ルールはどこでやるんだと言われても仕方ないでしょう。法治国家なのにルールがない。一番守らなければならないトップの人が守らないんですから。これほどばかげた話はないですよ。

私は、ここは理事者の皆さんも怒りを持っていたきたいというふうに思っています。町長、意見があつたらお答えいただきたいと思います。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 怒りを持ってということですけども、そういう点では非常に、先ほども申し上げましたけれども、残念だというふうに思っておりますけれども、今伊藤議員さんの発言ですと、何か我々が怒られているような、そんな感じがするんですけど、やはりそうした中でも国は進んでおりますので、今ある中で最大限の住民の人たち、町民の方たちに不利益が生じないような手だてを考えていくのがこの地方自治体の役割だというふうに思っておりますので、そうしたことに専念させていただきたいと思っております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 町長を怒ったわけでないんですね。町長を目の前にしか僕は言えないから町長に言っているわけで。

それはともかく、やっぱりそこが不信のすべてだと思うんですよ。今大きな不信があるのは、政治に対する不信というのはこういうところであられるんですよ。その窓口になるのが、今町長が伊藤さんにしかられているようなニュアンスで言いましたけども、そういうふうに窓口抱えているんですよ、自治体は、市町村はね。前にも何度も言いましたけども。だからこそ国の言いなりや府の言いなりになっていたらだめだと。独立したというんだったら、本当に独立した態度のスタンスを持たないといかんと、行政側が。いうことをつけ加えておきたいと思えます。

それから、もう1点は幾つか、もう時間もありませんからたくさんありませんが、骨格提言の内容は皆さんもいろいろと読んでおられると思うんですが、簡単に言えば、障害者権利条約と基本合意を踏まえてつくられたと。その中身は、障害者のない市民との平等、公平、これが一つ。それから、もう一つはすべての障害者を対象にした施策の充実。二つ目が財政問題で一番気になって、議会でも指摘ありましたが、OECD、経済協力開発機構並みの、諸国並みの安定した財源措置をするという問題です。加えて言えば、障害に伴う必要な支援は原則無料にするということだと思います。

私は、財政問題でもう一つ加えておきますと、心配な財政問題ですけども、私はこう思っているんです。障害者施策にかかわる日本の予算なんですね。ようけ出しとる。確かにようけ出しているんですけど、本当に国際的に見たときにどうなのかということをちょっと調べてみました。そうすると、諸外国と比べてGDPでむちゃくちゃ少ないんですよ。例えば例を言いますと、GDP費ですよ、ドイツの3分の1、スウェーデン、スウェーデンは進んでいますからね、7分の1ですよ。だから決して過大な金は障害者施策にはやられていないと。私は基本的にこういう施策は国が責任を基本的に持つということが大事だと、これが本来的、基本的な立場だと思います。この点で、町長のご意見をお聞かせ願いたいと思えます。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 国が責任を持つということは、これ本当に大事なことだろうというふうに思っておりますが、現在そうした形になっていない現状の中で、我が町のことを申し上げますと、やはり町としても町でできる最大限の協力をしていこうと、支援をしていこうということで、視聴覚障害者の方たちの拠点となりますそうした場所をつくられるときに、町としてそれらに補助、助成をしていく。また、いろんな障害者の方たちが就労の場をつくろうというときに場所を提供したり、あるいはそれらに支援していくという。国は国として、そういうふうには持っていていただきたいと思っておりますけれども、与謝野町は与謝野町として最大限の努力ができるようなそうした施策を今進めている最中でございます。それが先ほどの他市町村との違いが大きくそこに出てきているのではないかなというふうに思っております。この世に生をうけて、いろんな障害がありながらやはり人間として生きる上では、先ほどいろいろ申されましたけれども、自分が好んでそうなったわけではありませぬし、それらを一つの特性、あるいは個性として生かしていただける、そういったまちづくりを進めたいと私も思っております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） もう時間がありませんので、まとめます。

たくさん言いたいことがあったんですけど、発言したかったんですけど、例えば、今回、私非常に感動したのは、史上空前の障害者の運動だと思っているんです、この戦いは。我々知らんところでどんどんどんどん集会を開き、それで学習会もやり集会すると。これは非常に感動を受けました。

それからもう一つは、言わなかったんですけど、働く人の条件ですよね。関係者の条件。これは医療、介護分野でもそうなんですけども、本当に深刻な事態もありますので、こうした問題もぜひ行政側としても今後引き続き取り組んでいただくようお願いして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議 長（井田義之） これで、伊藤幸男議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。午後2時50分まで休憩いたします。

（休憩 午後 2時37分）

（再開 午後 2時50分）

議 長（井田義之） 休憩を閉じ、本会議を再開し、一般質問を続けます。

次に、9番、家城功議員の一般質問を許します。

9番、家城議員。

9 番（家城 功） 議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

今回私は通告しておりますとおり、入札について、またリユースショップについての2点を質問させていただき、それぞれのお考えをお聞きしたいと考えております。

まず入札についてお伺いいたします。

入札問題につきましては、過去何度もこの一般質問、また議場で見直しや改善を訴えてまいりましたが、唯一同ランク導入入札間の下請ができるように緩和されたことが大きな変化であり、まだまだ見直す箇所や改善すべき点は多くあるのではないかと感じております。

また、12月議会には最低制限価格の改善等を求める請願書も地元業者から提出され、その点も含め幾つかの点について行政のお考えをお聞きし、また確認した上で可能な限り改善や見直し

を求めたいと考えております。

地域災害の復興や冬季降雪時には、地元建設業者の協力が非常に大きな役割を担っているのではないのでしょうか。その建設業を取り巻く環境は、公共事業の減少をはじめ経済情勢も影響して、昨今非常に厳しい状況下にあるとお聞きしております。

いざというとき、町や町民の安全・安心の確保のためにも、地元のこういった業者を育成していくことは非常に大切ではないかと感じております。地元業者の一番大きな収入源の一つとして公共事業があり、その入札制度にはまだまだ改善すべき点が多いと感じております。国土交通省においても、公共事業における入札制度の見直しや改革に力を入れ、また地方自治体に対しても随時指導を進めているという現状があります。

現在、当町における入札では、ほとんどの事業が最低制限価格によるくじ引きで行われ、12月議会には最低制限価格の見直しと事前公表についての請願も地元建設業者から提出され、現在総務常任委員会で審査を進めている最中でもあります。そういった件も含め、当町の入札制度の見直しは早急に進めるべき事項ではないかと考えております。

現在、当町における入札制度の次の点について、見直しや改善、また新たな取り組みが必要ではないかと感じておりますが、いかがでしょうか。

一つ目、最低制限価格の見直し、最低制限価格の事前公表の取りやめ、総合評価方式の拡充、電子入札の取り組み、指名業者等の条件の見直し、参加制限や取り分けなど、また業者間との協議や連携、そして一番大きな職員の意識改革といった面で、入札についてお考えをお聞きしたいと思います。

次に、リユースショップについてお聞きいたします。

リユースショップという言葉が、余り聞きなれない言葉でもありますし、この通告を提出させていただいたときに先輩議員からも「リユースショップって何なんだ」というような問いかけがありましたので、簡単に説明をさせていただきます。

リユースショップとは、家庭で不要になったまだ使えるもの、しかしながらごみとして収集日に出すか、家の中で眠らせておくか、また引き取っていただくにもお金がかかるような商品というのは各家庭にもあるのではないのでしょうか。そういったような商品を各自が持ち寄って、逆に必要とする人がその商品を持ち帰り利用したり活用したりする、そういった仕組みを形成する役割をつくる施設がリユースショップというそうです。別の言い方をしますと、不要品再使用促進施設といいまして、隣の伊根町でも平成21年度の12月から取り組みをされております。

伊根町の取り組みを参考にいたしますと、場所は廃校になりました朝妻小学校の教室の1つを利用して、家庭で使わなくなった衣料や雑貨、いただいたままの新品でしまっているようなコーヒーカップやお皿、また湯飲みのセットなど、使用可能な小型の電化製品、また運動具類、CDやDVD、ビデオや本、また教材など、他人が使いたいと思えるものに限る商品を町内から集め、持ち帰る方は町内外を問わずだれでも自由に、そして無料で持って帰っていただくというシステムになっております。

そもそもは、町から出る不要品、すなわちごみをごみとして扱うのではなく、できる限り有効的に再利用していただくことでごみを減らすことにつながり、リサイクルの意識を強く持たせていただくといった目的で始められたと聞いておりますが、毎週2回、水曜日と日曜日の朝10時か

ら昼の3時までの5時間開催されております。平成22年度の実績では、来客数が約550人、商品の持ち込み人数が130人、商品の点数が1,410点、持ち帰りは約260人の方が1,150点の商品を持ち帰って再利用されているということでございます。

経費につきましては、シルバー人材センターに管理委託を委託され、その委託料が年間約42万円。冬季のストーブの灯油代が大体1年間で1,200円ぐらいということであります。本年度の統計はまだ取れていないとのことですが、平成22年度に比べるとすべての数字がふえているということでございました。

私も3度ほどのぞかせていただき、湯飲みのセットやDVDなどをいただいて帰りましたが、非常に役に立っております。

ごみ処理問題は町民にとっても大変重要な課題であり、大きな問題でもあります。現在、与謝野町では宮津市、伊根町と合同で協議会が立ち上げられ、今後の方向性と取り組みについて今後協議が進められると聞いております。ごみは処分することへの取り組みももちろん大切ですが、一方でいかに減らしていくかということも考えることも大切ではないかと思っております。

与謝野町の平成22年度の数字ではありますが、年間約1,260トンの不燃ごみが収集と直接搬入で持ち込まれておるとお聞きしております。当然費用も多大にかかりますが、処分するスペースにも容量があり、限りがあるのではないのでしょうか。

当町では、最終処分場で再利用できるものがあれば、申請をして持ち帰ることもできるということをお聞きしておりますが、こういったリユースショップを立ち上げればごみの軽減にもつながり、資源再利用の意識向上も図れる。また多少ではありますが、雇用にもつながる。多くの町民が集まることによって地域コミュニティにもつながっていく。また、学校や福祉施設などのバザーの仕入れ先になるかどうかはわかりませんが、活用にもしていただける。当町でも独自のルールを設けてこういったリユースショップを開設すべきではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。以上、1回目の質問を終わります。

議 長（井田義之） 答弁を求めます。

堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 家城議員ご質問の1番目、入札についてお答えをいたします。

入札制度の見直しや改善、新たな取り組みについて具体的に8項目にわたってのご質問、ご提案をいただきましたが、そのうち幾つかは今までの議会でお答えをいたしておりますので、過去の答弁と重なる部分もありますが、ご了承をいただきたいと思います。

まず、1項目めの最低制限価格の見直しについてでございます。

当町における最低制限価格の算出根拠につきましては、国土交通省の新公契連モデルに準じております。このモデルにおける積算基準は、平成20年4月、21年4月、23年4月と続けて改正が行われておりますが、当町では近隣の自治体に先駆けてこれら新モデルに臨機に対応しており、現在発注を進めております案件もすべて新モデルによる最低制限価格といたしております。

つまり、最低制限価格の設定につきましては、独自の設定方法を用いるのではなく、国土交通省が示す積算根拠に基づいたものを採用しておりますので、今後も新しくモデル式が改正されましたら、臨機に対応してまいりたいと考えております。

次に、2つ目の最低制限価格の事前公表の取りやめについてでございますが、議員もご承知の

ように、過去の入札においては最低制限価格の設定がなかったため、入札参加業者の中で一番低い価格で入札した者が落札者になるというものであり、すなわち、安ければ安いほどいいということで入札を行っていたわけであります。

しかし、適正な工事の成果を求めることは当然のこととして、それだけにとどまらず市場価格の低下、ダンピング防止、下請保護の観点なども考慮した結果、入札価格保持のために最低制限価格を設けることが推奨されてきたわけであります。

さらには、その価格の具体的な算出根拠につきましても、国土交通省の新公契連モデルなるものが設定されることとなり、一般に公表されるまでに至っております。

その結果、現在の入札制度におきましては、従来行われていました自社で受注できる限界の価格を算出し、その価格で競争をするというスタイルが大きくさま変わりをし、発注者が設定した最低制限価格を探る動きとなってしまったわけであります。しかも、当町の最低制限価格は国土交通省の新公契連モデルに準じたものでありますので、だれでもその基準を知ることができますし、工事費の積算につきましても単価を含め広く公表されておりますので、入札前に公開いたします金抜き設計書と設計図があれば、正確な最低制限価格を算出することが可能な状況となっております。

これらのことから、当町では最低制限価格前後の数千円の違いを競争させるのではなく、従来から申し上げております入札における透明性を高めるためにも、最低制限価格を事前公表することといたしております。

続きまして、3項目目の総合評価方式の拡充についてでございます。

この方式は、最低の価格をもって応札をした者を落札者とするという従来の最低価格自動落札方式と異なり、価格に加えて、工期や機能、安全性などの技術提案をさせて、これらを組み合わせて評価した結果、発注者にとって最も評価の高い内容をもって申し込みをした者を落札者とする制度です。地方自治体においてこの方式を導入するためには、評価をだれが、どのような基準で行うかという点や、参加業者が固定されやすい自治体、つまりは小さな自治体においては、客観的評価項目に偏りが起こってしまう傾向が強く、常に特定の業者が落札しやすい状況をつくり出してしまおうという、そういった留意点をクリアする必要がございます。

この制度につきましても、当町では今すぐ採用というわけにはいきませんが、国や京都府の制度研究を踏まえながら今後の検討を慎重に進めていく必要があるものと考えております。

4点目の電子入札の取り組みについてでございますが、電子入札とは、入札を実行するための一つの手法でありまして、必ずしも直接的に入札の透明化につながるというものではありません。考えられるメリットとしましては、非常に多くの業者を対象として入札を執行する場合、つまりは大きな自治体などで同じ格付の業者グループの中でもすべての業者が指名されるわけではないというときに、電子入札ならば指名通知から落札決定まで指名された業者同士がお互いに顔を見ることがないわけですから、ある一定のレベルにおいて、公平かつ透明性が保たれるということが挙げられます。

また、電子入札ならば、指名業者の所在が遠方であった場合、入札会場までわざわざ時間をかけて足を運ばなくても、会社や自宅からでも入札に参加することが可能であるということも挙げられます。

現在、本町ではこれら2つのメリットを検証しますと、まず前者につきましては、当町の指名業者の格付は公開をされておりますし、さらに指名するときはそのグループのすべてを指名いたしておりますので、指名された業者同士がお互いの顔を見ることがないという点で電子入札の必要性は見い出せません。後者につきましても、町内の業者に指名しているわけでありますから、入札会場まで遠く、遠方から足を運ばなければならないという事態は考えられません。ネット環境の構築につきましては、京都府の電子入札に参加される業者もふえてきておりますので、新たに業者自身の負担が増加することはほとんどないものと考えますが、発注者は独自のシステムを構築するか、どこかのシステムを間借りする必要があるかと考えております。

以上のことから、現在当町では電子入札の必要性を特に見い出してはおりません。

5項目めの指名業者条件の見直しについてでございます。

現在の本町における入札は、毎年の格付により決定した町内業者に対して、予定価格に応じてランク別に発注をしています。発注方法は、指名競争入札と条件つき一般競争入札の2通りを採用しております。そのうち、指名競争入札では町外業者を指名することもございます。その理由といたしましては、町内の指名業者では対応できない特殊な業種である場合や、発注規模が大きな工事などにおいて、より競争性を持たせるためといったことが挙げられます。ですから、本町ではただいま申し上げました特殊な業種を指名競争入札で行う場合を除けば、すべて町内業者で条件つき一般競争入札により執行していることとなります。

議員がおっしゃいます指名業者条件の見直しですが、今後も引き続き町内業者で施工していたらと判断した工事につきましては、町内業者を対象に発注していく考えでございます。

6点目の参加制限や取り分けなどについてでございます。

本町の入札制度では、町内業者を対象に条件つき一般競争入札を試行的に採用しておりますので、既にほかの入札案件を落札しており、現場に配置できる技術者が不足している場合、手持ち以外のほかの入札案件に参加申請することを認めてはおりません。すなわち、参加しようとする業者間において不公平感が生じないように、既に参加制限をいたしております。もちろん、必要な技術者数が確保されておれば、ほかの入札に参加することができますので、各業者は落札した工事の手持ち状況や雇用状況に応じて、参加するか否かを選択していただけることといたしております。

また、取り分け制度につきましては、当町では採用をいたしてはおりませんが、過去にこの制度を採用していた自治体が現在は採用していないといった事態も生じておりますので、果たしてこの行為が、発注者が受注者の公平な受注機会を阻害することに当たらないかどうか、慎重に検討を進めていく必要があるものと考えております。

7点目の業者間との協議連携についてでございます。

合併後、町内Aランクの建設業者が旧町ごとに各1社の代表、計3社で役場のほうにお見えになりまして、町に対するAランク全社の意見を集約した要望書を提出していただき、意見交換の場を設けたこともございます。

個別の業者からの要望書を受け取ったり協議の場を設けることは、現実には困難と考えますが、当町の建設業者全体で意見や要望を集約していただきまして、一定のまとまった考えに基づいた内容で発注者と受注者が意見交換をすることは、お互いにとってメリットになる部分があると考

えております。

最後に、職員の意識改革についてでございます。

本町では合併後、公正な入札制度を推進しようと職員自身が切磋琢磨し勉強を重ねることで、日々努力を続けております。町民の皆様の信頼にこたえるためには、公正かつ透明な入札制度のもとに、発注者と受注者がきちんとした関係を築くことが何より重要だというふうに考えております。職員全体が今後も一層の法令遵守に徹し、公正な入札制度の運用に努めてまいりたいと考えております。

以上、長々と入札制度についてお答えをしてみました。そもそも入札制度というものは非常に難しい問題を含んだものでありまして、どのような方法を選択いたしましても、それぞれに欠点や課題があるものというふうに考えております。

本町といたしましては、結果として現在の方法がベターな方法であるというふうに考えております。確かにベストではありませんが、そうかといってどういう入札制度をすればすべての問題がクリアできるのか、その答えはまだ見つかっておりません。そのために、国をはじめ、それぞれの地方公共団体が試行錯誤を繰り返しているというのが現実の姿でございます。しかしながら、よりよい入札制度にするために、ほかの地方公共団体の例なども研究しながら、今後も努力を重ねてまいります。ご理解を賜りたいと思います。以上で、家城議員への私からの答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） 次に、ご質問の2番目、リユースショップについては、私からお答えいたします。

議員ご提案のとおり、リユース、これは「再度使う」ということで、「長く使う」ということから、ごみ減量のための有効な手段であり、伊根町で実施されている取り組みにつきましても、一定の成果を上げておられるものというふうに認識いたしております。

先ほど議員もおっしゃいましたように、当町でリユースの取り組みを考えた場合、伊根町と同様、週に数日、町内の施設を利用して再利用が可能と思われる家庭内不用品を持ち込んだり持ち帰ったりすることになると思いますが、使用施設をどうするか、あるいは持ち込まれた商品の選別や管理など、流通にかかる経費等に相当の負担が必要になるということが考えられることから、現在のところ、これまでから盛んに行われておりますフリーマーケットという取り組みを尊重したいというふうに考えています。

ただし、全国では自治体が直接リユース事業にかかわったり、民間の事業者への橋渡し役をするなどの事例もあり、環境省も「リユースモデル事業」を実施するなどしておりますので、今後、ごみ処理拠点施設を整備する際には、検討する価値のある取り組みであるというふうに考えております。非常に簡単ですが、家城議員への答弁とさせていただきます。

議 長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） それでは、まず最低制限価格について。トータル的に現在与謝野町で行われている入札は、副町長のほうからベターであるというようなご答弁をいただいたわけですが、私はまだまだベターにはなっていないのではないかなと、近づくところまで行ってないんじゃないかなと、もっと見直さなあかんのかなという気持ちがかかります。

例えば、最低制限価格ですが、先ほど国土省のほうの基準のもとで算出をしとることな

んですが、国土省の、私も資料をかなりインターネットから拾ってきまして、いろんな資料を持っていますが、最低制限価格は契約内容に適合した履行の確保をするために特に必要性があると認めた場合設定するというふうに、国土省のデータには書いてあります。

そういった中で、国の基準の中での算定ということですが、先日いうてもかなり前なんです、総務の常任委員会で請願者の代表者の方3名来られまして、委員会のほうでいろいろなお話をお伺いをする機会がございました。その方の1人の方のお話ですが、現在の最低制限価格であれば、工事の内容にもよるんですが、利益がもうぎりぎりプラスマイナスゼロぐらいだと。特にひどい工事になると20%の赤字が出ることもあるんだという現状をお話しされておりました。

最低制限価格で損をしてまで仕事をせんなんのかなという僕も気持ちはあるんですが、この基準の中で国の基準を採用されとるということは、都会だとか地方だとか、ましては与謝野町だとか、そういった条件に配慮が余りされてないんじゃないかなという思いがあります。やっぱり都会は都会、地方は地方、ましてや与謝野町は与謝野町の流通形態もありますし、またその仕事の手配する関係も出てくるだろうし、そういった中での配慮が、やっぱり全国の平均レベルで算出した額よりも、当町でこれではきついなという数字とがどうもかみ合っていないんじゃないかなという思いがあるんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） お答えをしたいと思います。利益がない、場合によったら20%の赤字というお話でしたけども、単体の工事そのもので考えますと、そんなことは全くないというふうに考えております。

それから、設計について地域の特性といいますか、地域事情が考慮されてないんじゃないかというお話でしたけども、そもそも設計を組む段階でそういった事情はしんしゃくして設計を組んでおりますので、そういったこともないものというふうに思っております。

議長（井田義之） 家城議員。

9番（家城 功） その辺をもう一回きちっと見直していただく、また後先になるんですが、業者間との協議だとか連携の中で、やっぱり実態を知っていただく。恐らく、僕は事業主さんが来られて委員会であそをついて帰られたなんちゅうことは、僕は思っていないで、20%ぐらいの赤字が出るんだという言葉には、僕は非常に印象が残って、この最低制限価格というのが特に気になった部分でありまして、そういう思いの中で地方に合った、また与謝野町に合った独自の基準というのが求められるべきではないかなと考えておりますので、いま一度きちっとまた再調査していただきまして確認をとっていただければありがたいんですが、いかがでしょうか。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 最低制限価格の見直しのお話ですが、先ほど申しあげましたように、近年、例えばこの3年間でも毎年4月からいち早く新公契連モデルの新しい数字を使って与謝野町の入札は行っております。

最低制限価格の見直しというお話がございましたけども、新公契連モデル以外の根拠、公明正大なきちとした根拠があれば別ですけども、そういった根拠がない数字につきましては、使用することは公明公正な関係からいかがなものかなというふうに思っております。

それから、業者間の連携というお話がありました。合併直後のAランクの業者さんとの話し合

いのことを申し上げましたけども、先ほど申し上げましたように、個々の業者のいろんな事情があろうかと思しますので、個々の業者さんとのお話はご遠慮いただくにしても、業界全体で一定の思いを集約していただいて、それを話し合いをするということについては、発注者側である中も受注社側であります業者につきましても、お互いにメリットがあるんじゃないかというふうに考えております。

議 長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） 置いときまして。次に公表の見直しにつきまして、国土交通省のこれも資料の抜粋なんですけど、公表することによってその価格が入札の目安になる、また業者の見積もりする努力を損なう、また抽せんの増加、そういったことが考えられるので、適正な競争が行われにくいというふうに国土交通省の、これは公共工事の入札及び契約の適正化の推進についてという抜粋でございますが、そこで国のほうとしましては、適切な積算がなされていないまま行われるのはあかんのちゃうかというようなことで、最低制限価格等を及びこれらを類推させる予定価格の公表についても、最低制限価格等の同額での入札による抽せん落札を増加させ、適切な積算を行わず入札を行った業者が受注することになると、そういったことが懸念されるので、最低制限価格の事前公表を行っている地方公共団体においては、弊害を踏まえ最低制限価格等の事前公表の取りやめ等の対応を行うことという指導を出されております。最低制限価格を事前公表を行う場合には、その理由を公表することというふうになっております。

現在、与謝野町では、その最低制限価格を公表する理由というのを公表されておりますか。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 幾つかご質問をいただいたと思いますが、最後の事前公表をする理由につきましては、先ほど申し上げましたように、最低制限価格前後の数千円程度の違いを競争させるというよりも、事前公表をすることによって透明性を高めるというのが理由でございます。

それから、最低制限価格、国交省の新公契連モデルによりまして、先ほど申し上げましたように、設計図書があれば基本的にどなたでもきちっとした金額が、どんぴしゃの金額が出てくるというものでございますし、さらに最近はそれを使ったソフトも発売をされております。そういった中で、事前公表をしていなくてもしていても、基本的には最低制限価格はどなたでも簡単に算出することができるという状況がございます。

議 長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） 国土省では取りやめの指導及び公表する場合には理由の公表ということが書いてあるわけですが、そういった部分で徹底的にやられとるかなという部分がちょっと疑問に感じるんですが。それでは角度を変えて、副町長、現在1月末にありました入札会18本ありまして、すべて抽せんでございます。このくじ引きによる、抽せんによる発注について、純粋にどうお考えでしょうか。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 1月の入札会でしたか、議会のほうからも入札を傍聴に来られました。そのときは確かにそんな状況だったと思います。

最低制限価格で数社が結果的にくじ引きになるということは、それぞれの会社が独自できちっと積算をされて、そしてその根拠である内訳書も提出をしていただいて、その結果抽せんになっ

たということでありますので、抽せんが変わる方法は今のところはありませんので、一番公平な方法であろうかと思っております。

議 長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） 公務員的思考方、ご意見なんか。私なんかは、議会の今仕事をして報酬をいただいておりますが、くじ引きによって仕事がない月は報酬がないとか、そういうようなことを言われると非常に不公平を感じますし、一生懸命、各企業さん頑張ってやっておられる中で、たった棒を1本引くだけで何千万円という仕事がいただけたり、もらえなかったり。また、それを繰り返すことによって、1年間全く抽せんにあたらなかったり、というようなことも起こってくるのではないかなど。それが果たして本当に公平なのか、非常に疑問を感じております。

時間がありませんので次に行きます。

総合評価方式の内容につきましては、先ほど副町長の答弁のほうで、大まかな説明をしていただきましたが、入札価格プラス技術提案にかかわる評価ということの点数を加算した上で契約する方式であります。必ずしも最低落札者が契約するわけではないというふうに総合評価方式の、これも国土省のホームページから拾ってきたやつなんですけど、この総合評価方式を採用すると、価格はもちろんですが、工事内容の品質の確保にもつながると。そのことが最終的には町民の方が納得していただける工事ができるんじゃないかなというふうに考えております。

先ほど点数の加点がどうのこうのとかいうようなお話もありましたが、インターネット上、どこにもいろんなこの基準が、各点数配分だとかいうのがありますんで参考にさせていただければ、偏ったとかどうのこうのいうんが、地域性に応じて、これは京都府の採点表ですけども、例えば配置予定の技術者の資格の内容で点数が違ったりとか、また京都府地域づくり優良工事施工者表彰の実績によって点数が違ったりとか、また建設機械の保有台数だとか、そういったもんで点数が違ったりだとか、最後、下のほうには、冬季の降雪時の緊急対応による体制で点数が違ったりとか、そういった点数評価がございます。こういうような表をつくるのにそんなに難しいことではないと思いますし、町独自のものは簡単につくれるのではないかなというふうに考えておりますが、その辺はいかがでしょうか。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 最後のご質問にお答えをする前に、先ほど抽せん、くじ引きが本当に公平なのかというお話がありました。最後の決着をくじ引きで求めるのが一番公平だと。確かに皆さんに落札のチャンスがあるわけでありますので、それが一番、今の段階では公平だというふうに思っております。

それから最近の新聞を見ていると、信州のほうのある市の事例が出ていました。ちょっとこれ最後の質問には関係ないんですけども、その信州のある市の新聞記事ですけども、その市では、予定価格、それから最低制限価格をそれぞれ事後公表としておられます。ところが最低制限価格と同額の入札があつて、それも複数の業者でくじ引きという案件が出てきたがために、新聞でその発注者である市から情報が漏れいしているんじゃないかといった記事が出たことがありました。その市は、そのホームページを使いまして詳細にその間の事情を説明しております。

何が申し上げたいかといいますと、事前公表をしていなくても、入札に参加されますたくなさんの業者の方がどんぴしゃで最低制限価格の同金額で入札に臨まれると、応札されるということ

は、この市の、この信州のとある市のことを申しあげましたけども、例えば京都府における土木事務所の入札でも結果報告をごらんいただきますと、数社どころか、もう十社ぐらいで同価格でずらっと並んでおります。結局、先ほど来申しあげていますように、事前公表をしていなくてもきちっとどんぴしゃな金額が業界の中では積算ができるという実態があるということが申しあげたかったわけです。

それから、最後の京都府の総合評価競争入札のお話しでした。確かに、私もちょっと手元に資料があるんですけども、議員がおっしゃいますように、例えば企業の技術力としまして、今おっしゃっていました地域づくりの優良工事表彰であるとか、近年の同規模工事の成績評定であるとか、技術者の関係、それから除雪の関係、こういったものを評価しますという、そういった内容になっております。ということは、言いかえますと、その点数がいい企業は、例えば比較的大きな会社であるとか、昔からその仕事をやっておられるような、そういった企業にこの総合評価のこの表点でいきますと有利に働くということがあろうかと思えます。だから結果として、金額では一番低い金額ではなかって、2番目、3番目であっても逆転する事例がある。もしくは、最低制限価格で数社が同額の場合に、総合評価方式でありますと、その総合評価方式のいい点数の会社が常に落札していくという状況が出てくるということでもあります。したがって、業者が指摘をされていますように、多くの業者に仕事が行き渡るという、そういう状況からは離れてくるのではないかというふうに考えております。

議長（井田義之） 家城議員。

9番（家城 功） この総合評価方式は、点数だけが反映されるわけではなくて、価格だとかそういうようなもんも反映されますし、また事前のヒアリングも可能というようなことも聞いておりますんで、そういった工事の趣旨だとか方向性としては、そういうようなやり方もあるのではないかなと感じております。

電子入札でございますが、ご答弁いただいて、手間がかかるだとか、あと遠方どうのこうのというような話でしたが、それこそ1月31日入札会に総務常任委員会で見学させていただきまして、私だけなのか、ほかの委員さんも感じられたのか、かなり時間に無駄があるのではないかなど。一つ一つの工事に対して説明がなされ、札を入れられ、提出用の書類を確認され、最低価格ですんで抽せんを行います。で、予備抽せん。で、本抽せん。1つの入札に、大体早くて5分から10分、長いものになると15分ぐらいかかっちゃったのではないかなど。僕はもう入札会ということなんで、18本あれば全部見せていただけるんかなと思っちゃったら、委員会のほうも時間の限りがあったんで、結局3本か4本ぐらいしか見せてもらえないような状況でありました。

この電子入札の目的、取り組まれとるとこの目的としては、コストダウンだとか、それから事務の透明化、また公正性の向上、また効率化という部分の、私が思う電子入札の一番の目的は、コストダウンと効率化じゃないかなど。あの入札会場に、建設なら建設の職員の方が五、六人、担当課長が2人並ばれているようなケースで、水道の入札の時だったかな、だったと思うんですが、そういった中で、今後京都府も取り組まれておりますし、各地方自治体も徐々にこの電子入札というのを取り組んでおられます。そういった中で、前向きに考えていただくことが大事ではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

議長（井田義之） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 私は指名委員会の委員長もしておりますので、この間、合併以来与謝野町の入札制度、あるいは指名の制度につきましては、いろいろと毎年幾つかの改善・改革に取り組んでおります。先ほど議員が平成23年度からは合い指名業者間における下請工事の禁止を解除した程度やということをおっしゃいましたけども、実は平成23年度からは新たな取り組みとして、今申し上げました同じ入札会場に参加しているもの同士の下請の禁止を解除したことのほかに、それまでは指名競争入札も多かったわけですが、平成23年度からは、基本的に、先ほど申し上げましたように、一部の例外的な工事を除きまして町内業者を対象に、そしてなおかつ条件付きの一般競争入札に全面的に移行をしております。さらに平成23年度の改革としましては、暴力団排除条例によりまず適用を入札、その後の契約につきましても全面的に適用するというを開始をいたしております。そういうようなことで、毎年のように多くの改善・改革に取り組んでおります。

お尋ねの電子入札につきましても、この間、平成19年度から実は協議を開始をいたしております。なかなか結論には至っておりません。先ほど簡単に電子入札のメリットが見出せないということをお申し上げましたけども、結論はそういった状況であります。

ただ、先ほど議員もおっしゃいましたように、だんだんと電子入札に切りかわる市町村がふえております。北部の市町村の中でも、あるいは町の中でも試行的に取り組んでおられる町もありますし、引き続いて検討はしてまいりたいと思いますが、先ほど2点にわたって、今の段階ではまだ導入に踏み切れないという理由をお申し上げました。引き続いて検討はさせていただきたいと思っております。

議員がおっしゃいますように、今の入札の仕方はくじ引き、抽せんまでをやりますと、どうしてもお集まりいただいた業者さんに、1回の入札で15分、場合によったら20分ほど時間がかかりますので、時間短縮の意味でも検討はする必要があるかと思っております。ただ、入札に当たっての注意事項につきましては、厳格に入札を執行するために、入札のたびに注意喚起をして入札に臨んでおりますので、そういった説明も含めると、やっぱり15分、20分かかるという実態がございますが、それは適正な入札を執行するために必要なことだというふうに思っておりますので、そのことはご理解がいただきたいと思っております。

議長（井田義之） 家城議員。

9番（家城 功） 電子入札につきましては、私もこの質問する前に総務課の担当の方と、課長と約2時間ほどいろんなお話を聞かせていただきまして、電子入札に係るメリットとデメリットを両方をてんびんにかけてたときに、デメリットのほうが今の時点では大きいんだと。そういった中で、電子入札に踏み込めないというような説明を受けました。

このメリット、デメリットが、だれにとってのデメリット、メリットなのかというのが、ちょっと僕が確認をするのを忘れたんでわからないんですが、そういった中で、指名業者の条件の見直しについてもいろんな答弁いただいたんですが、総務委員会で総務課の担当者の方が来て、仕事のバランス、各業者Aランク、Bランク、Cランクとある中で、以前はAランクの業者が業者数の割には仕事の量が多かったと。今後はCランクの業者の仕事の割合がふえてくるんじゃないかなと。一番町内で多いのはBランクであります。Cランクの要らなくなった仕事というのか、取

れなくなった仕事というのか、表現がおかしいですが、結局この工事には現場代理人だとかそういうのを置いていかんとあかんで、C業者の中では抱える本数も限られてきます。そういったあぶれた分を今度Bに回すんだというようなことでしたが、そういったバランスも含めて、やっぱり条件というのはいま一つ見直す必要があるのではないかなというふうに感じておりますが、いま一度ご答弁をお願いします。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 町が発注します工事の数と、それからA、B、Cランクの業者数、業者の方の数のアンバラがあるというお話ですが、町が発注します工事につきましては、工事の種別でランク別に発注をいたしております。少し申し上げてみますと、例えば土木一式でありますと、予定価格が1,500万円以上はA級と。それから例えば下水道でありますと、A級は2,500万円以上。以下、建築、電気、水道施設とか管工事とかいろいろあるんですが、そういったことで予定価格に応じてA、B、Cのランク分けした業者にそれぞれ、現在は条件つき一般競争入札ですので、お知らせをして技術者の配置ができれば参加申し込みをしていただくという格好をとっております。

その業者の数が多いから、例えばBランクは多いから、Cランクは少ないから、それ以内に金額を調整して設計を組んで、みんなが押しなべてひとしく仕事が当たるようにということではできません。基本的に必要な工事、それを設計を組んだ結果、土木工事でありますと1,500万円以上であればA級に発注をするわけですし、下水道工事であれば、2,500万円以上になればA級の業者に入札にお越しいただくということで、その金額を調整して設計を組むということをしめますと問題がありますので、先ほど申し上げましたように、その現場に必要な設計積算をして、その結果はじき出された金額、設計金額、言いかえますと予定価格ですが、それに応じて業者にご案内をするということは、これが基本でありますので、繰り返しになりますけども、業者の数に見合った発注にはなっていないかもしれませんけども、そういうのが基本的な考え方です。

議 長（井田義之） 家城議員。

9 番（家城 功） 例えば、この前総務課長と担当者の方にお伺いしますと、一部外注についてはJVも取り入れたりとかいうような形で行つとる部分もあると。そういった部分が町内の業者に対しても行っていただければ、見直しや改善につながっていくのではないかなというふうに考えております。

この入札制度にこだわってどうのこうのいうわけではないんですが、やっぱり、きょう朝から地震の災害から約1年がたつというような話、また、最近夜中テレビつけますと、被災者の方がこうだった、ああだったというような状況の話や、そういうことを非常にまた1年が近づいてくるんで特に目にする機会があります。そういった災害時にも、やっぱり地域の、地元の業者が活躍していただくことによって一日も早い復興につながったりとか、また大災害が未然に防げたりとかいうふうにもつながっていくと思いますし、また与謝野町では雪もたくさん降る地域でございます。またそういった除雪に関しても、やっぱり我々町民が安心して生活できるためにも、やっぱり地元の業者の方が頑張ってくださいいただくことが大事じゃないかなと。

そういった中で、最終的な話になるんですが、くじ引きに行く前に落札業者が決まることを考

えることも大事じゃないかなと、私は考えております。だからくじ引きが当然最終手段として公平なやり方というのは私も理解できるんですが、くじ引きに至らないような受注も大切じゃないかなと考えておりますので、お願いしたいと思います。

最後に職員の意識改革の部分ですが、私この質問させていただくに当たって、全部の町内業者は回れなかったんで、約7件の事業主さんとお話もさせていただきました。また担当の職員さん、課長さんもいろいろとしゃべらせていただきましたが、今ご答弁いただいたことも当然なんですけど、もう少し業者さんの立場とか気持ちを配慮した考え方や取り組み方ができれば、もっといいもんになれへんかなという気持ちがありますので、その辺、また今度の参考にしていただければと思っております。

また、リユースショップはぜひ、いいもんですので、町長、実施ができるように取り組んでいただければと思っております。以上で終わります。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） リユースショップにつきましては、先ほども申し上げましたように、今後の広域的なごみ処理をしていく中で、やはり共通の事業として考えていくべきものではないかなというふうに思いますので、それらは今後の研究課題にさせていただきたいというふうに思います。

それから、最終的に職員の意識改革といいますか、そうしたものを含めた中での今ご意見だったというふうに思います。この入札制度につきましては、与謝野町が合併いたしましたしてからもすぐにいろいろと検討をしまいでございます。できるだけ町民の方にとって公平で公正で透明性のある、また業者の方にとっても、町の考え方といたしましてはできるだけ地元の方をということで、それらも含めた中での入札方法を逐一考えてきたところでございます。そういう意味では、議員の皆さん方、町民の皆さん方からは非常にたらいように見られるかと思っておりますけれども、このたどってきた足跡をずっと見てみますと、相当職員も苦勞してそうしたことにこたえられるように、また、なおかつ公平に透明性の高い入札方法を一生懸命考えた結果、今のところに至っております。ですから、これは国も府もそうした中での入札方法について明確な答えはまだ出し切っておりませんし、当然それらを受けた中で、我々小さい町村もそれなりに試行錯誤を繰り返しているということで、さっき言いましたベストではないけども、できるだけベストに近づくようなベターな方法を今考えているということで、それらについて、またいろいろと議員さんのほうもご意見があろうかと思っておりますし、それらを参考にさせていただきながらよりよい入札方法にできますように、業者の方も、また町民の方も、我々行政も取り組んでまいりたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 最後のほうで、抽せんの前に業者が決まるようにというお話がありました。それは私がぱっと思いつくのは、例えば入札の金額が同じ場合に、総合評価方式なんかであらかじめ優劣の点数をお持ちですので、例えば3社が同価格の場合に、A、B、C、3社の中でA社が一番総合評価の持ち点が高いとすれば、抽せんには至らずA社が落札業者となるということになるかと思っておりますので、その場合はその総合評価方式をとる場合の懸念といいますか、問題点につきましては先ほど申し上げましたので、すぐに本町でその制度を取り入れるということは考えておりませんが、議員がおっしゃいますように、抽せんの前に決まるとすればそんな方法があ

るのかなというふうに思いましたので、実施をするつもりはないですが、少しお答えをさせていただきます。

それから、業者さんと職員の対応のことを少しおっしゃっていました。当然業者さんにはそれぞれの現場で頑張って、町のために、さらには町民のために頑張って働いて現場で動いていただいております。おかげさんで、それぞれの現場がスムーズに動いておりますので、そのことは感謝を申し上げます。ただ、職員も貴重な財源、税金を使って、当初考えてました成果物がきちっとでき上がるようにいろいろとお願いもせないかんということがありますので、そういった事情もお酌み取りいただければありがたいというふうに思います。

現場できちっと仕事をしていただいているという気持ちは職員も持っておりますし、失礼な態度は取っておらんというふうに私は思っておりますので、以上でございます。

9 番 (家城 功) 議長。

議長 (井田義之) もう、時間ないで。

家城議員。

9 番 (家城 功) くじ引きにつきましては、例えば中での話であります。現在ベターではあるけどベストではないと。ただ、これがすべて、うまくいくようにはなかなか難しいかもわからないんですが、ベストを尽くしていただくということでよろしく申し上げます。以上です。

議長 (井田義之) これで、家城功議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

次回は、あす3月8日、午前9時30分から一般質問を引き続き行いますので、ご参集ください。

お疲れさまでした。

(散会 午後 4時01分)